

日進市教育委員会定例会（令和7年7月）会議録

1. 日時

令和7年7月16日（水曜日）午後2時から

2. 場所

市役所本庁舎4階 第3会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二（教育長）、武田立史（教育長職務代理者）、小林秀一、伊藤志門、
市来ちさ、吉田優香理

〔事務局〕

伊東あゆみ（副教育長）

生涯学習部

長原範幸（生涯学習部長）、高柳秀史（学習政策課長）、
大鐘徹也（学び支援課長）、寺田勉（学び支援課（図書館）課長補佐）

学校教育部

棚瀬浩三（学校教育部長）、蛭牟田弘樹（学校教育部主任指導主事）、
桃原勇二（学校教育課長）、藤森祐紀（学校教育課指導主事）、
岡田剛（学校給食センター所長）

〔書記〕

鳥居泰秀（学習政策課課長補佐）、海野享子（学習政策課主任主査）、
樋口舞子（学習政策課主事）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可 1名

6. 会議録署名者

岩田教育長、小林委員、伊藤委員

7. 議事の経過

（開会）

（前回会議録の承認）

（諸般の報告）

（議事）

議案第56号　日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について【学習政策課】

議案第 57 号 日進市教育支援センターの休業日について【学校教育課】

議案第 58 号 令和 8 年度使用教科用図書の採択について【学校教育課】

(報告事項)

事務局報告

【学習政策課】

- ・令和 7 年第 2 回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について
〔資料 No. 1〕
- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料 No. 2〕
- ・事業等報告について〔資料 No. 3〕

【学び支援課】

- ・教育委員会に関する情報公開請求について〔資料 No. 4〕
- ・事業等報告について〔資料 No. 5〕

【図書館】

- ・事業等報告について〔資料 No. 6〕

【学校教育課】

- ・事業等報告について〔資料 No. 7〕

【学校給食センター】

- ・事業等報告について〔資料 No. 8〕

(行事予定) (令和 7 年 7 月 17 日から 8 月 6 日まで)

(その他)

(閉会)

8. 次回会議日程

定例会

日 時：令和 7 年 8 月 6 日（水曜日） 午後 2 時から

場 所：市役所本庁舎 4 階 第 3 会議室

発言者及び発言内容

教育長

ただ今から令和 7 年 7 月定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日は、全委員が出席していますので、会議は成立いたします。

本日の会議録署名者は、小林委員、伊藤委員、わたし（教育長）です。会議録調製者は、学習政策課 海野とします。

本日の会議には 1 名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）

それでは傍聴者をお通しください。

（傍聴者入室）

傍聴の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いします。

では、次第2、令和7年6月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、あらかじめ配付しております会議録案の内容に、ご異議はございませんか。

なお、今回は教育委員会事務局の発言において一部修正がありました。会議録ご承認の後には、修正後の内容で会議録を保存、公開させていただきます。

いかがでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、令和7年6月定例教育委員会の会議録について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、会議録を承認とします。

次に、次第3、諸般の報告です。私から4点、報告させていただきます。

6月15日、日進市役所北駐車場において、日進市水防訓練が行われました。尾三消防本部の方々の協力を得て、各地区の消防団員、女性消防団員、採用1年目の日進市職員が参加していました。雨上がりの蒸し暑いコンディションでしたが、てきぱきとした動きで訓練を行っており、安心いたしました。

6月17日、日進市がアジア大会クリケット会場に仮決定されたことを受け、日本クリケット協会とアジア大会組織委員会事務局の方々が来庁されました。大会に向けて盛り上げていきたいというお話とともに、市内小学校・中学校・高等学校にクリケット用具一式を2セットずつ寄贈いただきました。しっかり活用したいと思います。

6月25日の日進北中学校を皮切りに、子どもたちの夢や思いの実現を教育委員会が応援する「提案型研修」の実施に向け、中学生の子どもたちとのランチミーティングを始めました。将来の日本、日進市のために、激動の時代をたくましく生き抜く子どもたちを応援したいと考えています。まずはどんな感じか話を聞いている段階ですが、みんな色々な思いを持っているので、何とか形にしたいなと思っております。

7月5日、日進市民会館で行われた、にっしんわいわいフェスティバルに行ってきました。各ブースが工夫を凝らした活動を紹介しており、今後も長くその活動が続くと良いなと実感するイベントでした。以上です。

委員

中学生とのランチミーティングではどんな話をしているのでしょうか。

教育長

基本的に話を聞く相手は生徒会役員が中心で、いつも学校のために色々な企画をしている子どもたちです。本事業には予算を付けているので、例えば、ある企画をやりたいけど予算が足りないから応援してほしい、その企画実現のためどこかへ出向いて学ぶための旅費が必要だ、などやりたいことに関する提案をしてほしいという話をしています。その他、職業人の話を聞く機会についても、いつも同じような人ばかりになっているので、一度石破首相クラスの人に話を聞いてみたいなど、色々な角度で話題が挙がっています。

ただし、先生たちにはできるだけ介入して欲しくないと思っていまして、あくまで子どもたち自身が学校のために、自分たちのために、何をしたいのかを考えて、その

ためにどんな勉強が必要かを自分たちで見つけて欲しいと思っています。

例えば本当に石破さんを呼びたいと思うなら、自分たちで石破さんの秘書に連絡を取って日程調整、交渉をし、必要があれば東京への交通費を捻出することが必要かもしれません。また話題についても、今お米問題で人々が困っている中、石破さんはどう思うのかを答えてもらうような場面を提案してみるのはどうか、など例を挙げながら、話しているうちに子どもたちからも色々と意見が出てきて面白かったです。

委員

このミーティングをした後にその予算が執行されるのですか。

教育長

まだまだこれから正式に提案を受けてからになります。

この事業は予算を100万円としているので、企画提案のレベルが同じくらいであれば各中学校へ25万円ずつ均等に分ける予定ですが、より魅力的な提案があれば、その学校には80万円、他の学校には10万円や5万円だけ、というふうに変動させる可能性もあります。中学生にもそういうリアルな話もしながら、ぜひ教科書だけではできないような、本当の体験型の学びを積んでほしいと考えています。何とか卒業式までに実現できたらと思っています。

委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

それでは、各委員からも報告をお願いいたします。

委員

6月16日、竹の山小学校の学校訪問へ行きました。

校内はゆとりのある開放的な作りとなっており、昇降口や手洗い場は整理整頓が行き届いて気持ちの良い環境だと感じましたが、校長先生からは、開校13年目を迎え、床の劣化、天井の一部に剥がれが見られることなど、施設の経年劣化についてのお話もありました。

授業の中で印象に残っているのは、1年生の体育の授業です。先生が明るく気さくな声掛けをされていました。そのおかげで子どもたちもメリハリを持って意欲的に授業に取り組んでいて、感心いたしました。

委員

竹の山小学校の学校訪問について、付け足しさせていただきます。

特別支援学級たんぽぽの授業では、車椅子の子ども2人に対して先生1人と介助員2人が見守る中、お寿司屋さんのお客と店員の役に分かれて、一生懸命やり取りをしていました。市が手厚く介助員などの人員をつけてくれているおかげで、子どもたちも楽しそうで良いなと思いました。

委員

6月5日に南小学校の運動会に行きました。雨で延びに延びての開催でした。学年で3部に分け、それぞれ2競技程度を効率的に実施されていました。なお、雨で順延した関係もありますが、当日は給食があり、午後からは授業という日程でした。

保護者の中には、昔のように前の日から運動会でワクワクする感じは無くなつたと言っていた人もいました。うちの子どもに聞いたときも、体育みたいなものだと言っていたので、体育の授業参観のようになりつつあり、それもどうなのだろうと思ひながら見ていました。ただ、当日もすごく暑かったので、熱中症対策等も含め、実施方法は考えないといけないのだと思いました。

次に、6月26日、日進西中学校の学校訪問に行きました。個人的に一番印象に残ったのは永瀬先生の英語の授業です。定年退職された後にまた教えていらっしゃるのですが、理論よりも、先生のリズム感の良さ、発音の良さというのが中学生にもすごく響いていて、気持ちよく授業が進んでいるところがさすがだなど、こういう経験のある先生が授業を続けてくれるのは貴重だと思いながら見学させてもらいました。また、校長先生がとにかく活気のある学校と言われていましたが、先生たちにまず活気があるなと思いましたし、それを受けて子どもたちにも非常に活気が感じられ、素晴らしい教育現場だなと思いました。

教育長

ありがとうございます。授業の件は、永瀬先生に伝えておきます。

退職されるときに自分は授業がしたいと言って今の担当をされているので、その授業を褒めていただけるのは、すごく嬉しいと思います。私も生き生きとした先生の姿を見られて良かったなと思っています。

委員

続いて6月26日の午後には、令和7年度市町村教育委員会研究協議会の第1回目が開催され、オンラインで二つのテーマについてのグループ討議に参加しました。

テーマの一つ目は、いじめの問題についてでした。そこで本市の取り組みとして、各生徒に配布しているタブレットに搭載した、いじめのSOSを直接学校、教育委員会に連絡できるアプリを紹介しましたら、参加者からとても驚かれました。大概は担任の先生や養護教諭がどうやっていじめを早くキャッチするかという話になりますが、直接連絡できるのはすごい、どうやって導入したのか、と色々聞かれましたので、また後日、学校教育課から資料を提供してもらいました。

先ほどの教育長のランチミーティングのお話でも思いましたが、教育長に直接子どもたちが会える、話せる機会は、どこの教育委員会もほとんどありません。例えば子どもたちにいじめの現状について伺うとしても、実際先生たちを通してしまうと多少フィルターがかかると思います。いじめとイギリについて、研修会の中でもなかなか線が引きにくいと話をしておりましたが、今の子どもたちにとってどの辺りが境界線なのか、そういう温度感を直接トップが聞く機会があるというのは良いと思います。

もう一つのテーマは公立小・中学校の適正規模・適正配置についてでした。日進市

はまだ教室が足りずその対応をしている話をしたら、そんな市町村は珍しく、ほとんどが学校を統廃合し、その結果学校が遠くなったり児童生徒の上下校はどうするかという問題をかかえているという話でした。以上です。

委員

私も同様に市町村教育委員会研究協議会にオンラインで参加しました。

一つ目のテーマは不登校についてです。本市だけでなくどこも校内教育支援センターを設置しているようでしたが、職員の勤務時間が週6時間というところもあり、それでは対応しきれないのではないかと思いました。一方、本市の中学校内ハートフレンドでは、ほぼ毎日人員が配置されています。人員自体もそうですが、このような予算もきちんと確保しないと効果は見込めないのではないかと思いました。

二つ目のテーマは地域と学校の連携・協働についてでした。学校運営協議会については多くの市町村で始まっており、年3回実施のところが多いようですが、それでは少ないので年5回に設定しているというところもありました。本市もこれから色々検討しながら、より意味のあるものになると良いと思いました。

委員

6月9日、日進中学校青葉分校の学校訪問に行ってまいりました。

まず学校の概要説明があり、その後中学部1年生の外国語の授業を見学しました。その日のテーマは「ラジオDJになってクラスメイトを紹介しよう」ということでしたが、生徒たちは自発的に参加し、それぞれを評価し合い、とても良い雰囲気の中で進められていました。特に最後に発表した男子生徒の英語のリズム、発音が非常に良く、DJになりきっていました。我々も見ていて楽しかったですし、先生がとても良い授業をやっておられると感じました。

次に7月3日、愛知県市町村教育委員会連合会第59回定期総会及び研修会に出席してまいりました。総会では令和7年度の表彰伝達として20名程の各市町村教育委員の方が表彰されました。また、令和6年度の事業報告、決算、令和7年度の事業計画案、予算案などの審議事項があり、すべて承認されました。

総会後は研修会が開催され、「犬と共に元気になる～日本介助犬協会の活動紹介～」と題して、社会福祉法人日本介助犬協会理事長の高柳友子先生からのご講演を拝聴しました。車椅子を利用する人など身体に障害がある人の日常生活を手助けする介助犬の紹介でしたが、実際に介助犬が登場し、デモンストレーションを交えてご紹介いただき、非常に有意義な時間を過ごせました。特に私のように犬好きの人間といったましては、大変興味深くお話を聞かせていただきました。

委員

6月9日の日進中学校青葉分校の学校訪問には私も参加しました。中学校の授業でしたが、小学部と中学部合同の研究事業で、小学部の先生も一緒に参加しておりました。小学部の先生と中学部の子どもたちの仲がすごく良い印象で、声を掛け合い、良い雰囲気でした。小学部と中学部の先生方が連携して、それぞれ子どもたちをよく見て指導していると感じました。

委員

介助犬の話について、犬は毎日散歩に行くのが大変というネガティブな印象もありましたが、その裏を返すと毎日散歩に行くという規則的な日常の行動となります。また、犬は基本的にポジティブな性格で、あまり根暗な犬はいないそうです。こうした犬たちは、病気の人や、気持ちが落ち込んでいる人の横に寄り添う存在として、とても良い効果をもたらすそうです。このような犬の特性を色々と教えていただきました。

話を聞いているうちに、我が家にも学校へ行くのを渋る子どもがいることを思い出し、子どものために犬を飼ってみようかと一瞬思いました。朝、親が無理に起こすのではなく、犬が寄り添って自然に起こしてくれたら、もっと楽なのではないかと。学校でも、たとえば不登校の児童に一時的に犬を貸し出すような仕組みができたら、子ども自身も外に出るきっかけになるのではないかと感じました。犬の散歩を通して、自然と生活リズムが整ってくることもあるかもしれません。なので、ハートフレンドや特別支援教室のような場所でも、活用できるのではないかと思いました。もちろん学校という場では実現のハードルはあると思いますが、可能性を感じました。

教育長

介助犬はコスパが良いとも言われているそうです。普段はほとんど寝ていて、介助が必要なときだけ集中して動くそうです。

委員

ただ、訓練された介助犬はまだ数が少ないので、また訓練の内容や用途によってさまざまなタイプの介助犬が存在するようです。例えば、病院の待合や病棟などでのサポートに貸し出されるタイプ、特定の人に付き添い、常に寄り添って行動を共にするタイプなどがあります。訓練の仕方によっては学校も犬の活躍の場となるかもしれませんと思いました。

委員

私からも3点報告いたします。

6月8日、歌謡連盟による歌謡発表会に出席してまいりました。

開始は9時30分だったのですが、誤って10時に到着したところ既に始まっており、満席で座るところがなく、後ろで立ち見の方もたくさんいました。その後会場内の座席がどんどん追加されましたが、それでも足りないほどの盛況ぶりでした。歌い手さんはもちろんのこと、客席側も一体となって盛り上がり、とても活気にあふれた楽しい会でした。私も手を振りながら一緒に楽しませていただきました。

6月21日には、書道連盟展を見学しました。

各書道団体による作品が数多く並び、中国古典の連作や創作文字など、どれも目を奪われる素晴らしい作品ばかりでした。子どもたちの作品も多数展示されており、のびのびと書かれた文字から、健やかに育っている様子がうかがえ、嬉しく思いました。

6月26日、日進西中学校の学校訪問に行ってまいりました。

学校概要の説明を受けた後、3限・4限で計8つの授業を見学しました。どの授業

も先生方の工夫が凝らされており、大変楽しい内容でした。特に印象的だったのが、音楽の授業とプールの授業です。

音楽の授業では、タブレットを活用し、先生が提示したメロディーを基に生徒たちが編曲し、オリジナルの曲を作る創作活動が行われていました。既に作品が完成したタイミングでお伺いしたのですが、生徒たちはグループごとに発表し、お互いの曲を楽しそうに聴き合っていました。その中には外国籍の生徒もあり、言葉がうまく通じない場面もありましたが、タブレットの翻訳機能を使いながら他の生徒とやり取りしていて、使い方次第で大きな助けになることを実感しました。

プールの授業では、到着時に小雨が降り始めており、雷鳴はまだ聞こえていませんでしたが、担当の先生が迅速に判断して授業を中止し、校舎へ子どもたちを戻しました。すぐに土砂降りとなり、雷も鳴り出したので、早い判断が子どもたちの安全を守るのだと改めて感じました。

校内では、ハートフレンドのステップアップルームの様子も見学させていただきました。詳しい活動内容までは見られませんでしたが、穏やかで楽しそうな雰囲気が伝わってきました。

委員

6月14日、美術連盟展に行ってまいりました。

今回の展示は「楽しく絵を描こう」というテーマで、一人につき1～2作品が展示されており、作品全体からそのテーマがよく伝わってきました。毎年出展している中学校時代の同級生の作品もあり、今年は去年より少し上手くなったかな、と思いながら、他の作品とあわせて楽しく鑑賞してきました。

その中でも特に印象に残ったのが、美術連盟の元会長、福岡克二さんの作品でした。「翁」というタイトルの絵で、もしかすると自画像ではないかと思うのですが、とてもよく似ていて、親しみやすく、穏やかで人柄の良さがにじみ出ているような雰囲気がありました。福岡さんもまた、展示のテーマ通りに「楽しく絵を描こう」という気持ちで、楽しみながら描かれたのだろうと想像しつつ、作品を拝見しました。

教育長

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

それでは次第3は以上です。

次に、次第4、議事に入ります。

議案第56号「日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について」、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

第1条にある「学校教育に支障のない範囲で」という文言について、学校教育と限定されている点が少し気になっています。

この施策の目的は、学校教育も含めた地域活動の推進であり、インクルーシブな観点から見て、学校教育・家庭教育・地域活動の垣根をなくしていくという方向性の意味合いで理解していました。学校教育は学校教育としての役割を果たしながらも、地域が学校と連携・連動して活動していくものではないのでしょうか。

学習政策課長

もちろん使い方としてはそのような使い方も可能ですが、開放の枠、利用方法として定めるものとなります。

教育長

学校教育活動、授業を優先として、空いた施設を地域に貸し出すという意味合いになります。

委員

分かりました。地域の活動が学校教育にも良い影響を与えてほしいと思っております。大きな目標としては学校にもっと地域の人たちに関わっていただくことで、子どもたちの地域への愛着、想いなどが育つといいなと思います。

学習政策課長

学校運営協議会が今年から立ち上りましたので、その中でも色々と地域の方に使っていただけるように考えた部分もあります。

教育長

他にございませんか。

それでは、議案第56号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第56号を承認とします。

次に、議案第57号「日進市教育支援センターの休業日について」、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは採決を行います。

議案第57号「日進市教育支援センターの休業日について」に賛成の方は挙手をお

願いします。

(全員挙手)

議案第57号を承認とします。

次に、議案第58号「令和8年度使用教科用図書の採択について」、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課主任指導主事

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは採決を行います。

議案第58号「令和8年度使用教科用図書の採択について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第58号を承認とします。

次に、次第5、報告事項です。

今回、教育長報告はありません。各所属から、事務局報告をお願いします。

学習政策課長

- ・令和7年第2回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について
- ・教育委員会の後援等名義使用等について

- ・事業等報告について

(各項目について説明)

学び支援課長

- ・教育委員会に関する情報公開請求について

- ・事業等報告について

(各項目について説明)

学び支援課（図書館）課長補佐

- ・事業等報告について

(各項目について説明)

学校教育課主任指導主事

- ・事業等報告について

(各項目について説明)

学校給食センター所長

- ・事業等報告について
(各項目について説明)

教育長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はありますか。

委員

食物アレルギー連絡協議会について、アレルギー担当教員が集まるとのことですが、この担当教員というのは養護教諭の先生や給食主任の先生とは別のご担当者がいるということでしょうか。

学校給食センター所長

養護教諭、給食主任の先生の場合もありますが、栄養教諭や別の先生をアレルギー担当とされている場合もあります。各学校の事情で異なりますが、それぞれ学校へ情報を持ち帰って共有していただいております。

委員

図書館内ショップ「T O S H O P (トショップ)」の実証実験について、実際に見に行かせていただきました。選りすぐりのものが置いてあり、とても楽しめました。

この実証実験では何が評価の基準となるのでしょうか。

学び支援課（図書館）課長補佐

まず、実証実験の実施者は市ではなく、ショップの設置者でもある図書館運営業務受託者となっております。普段図書館に来ていないような人たちが来館しているというようなデータが取れれば良いと聞いています。また、この実証実験は本市だけではなく、他自治体の図書館2か所を含めた計3か所で同時に実施しています。いずれも無人ですが、A I カメラがついているので、年齢層などのデータを取りながら、効果を検証していくようです。

委員

ショップの売り上げではなく、図書館に普段来ない人が来てくれるようになる、その数値というのが指標なのですね。他の設置場所はどこなのでしょうか。

学び支援課（図書館）課長補佐

本市以外では2自治体の図書館で設置しております。

まず、和歌山県海南市で5月31日に設置されました。こちらは複合施設だそうです。続いて本市が全国2例目で、3例目として今月下旬に石川県野々市市にて開設される予定です。

委員

図書館に足を向けさせるのが目的で、まずはショップに興味を持っていただき、ついでに図書コーナーも行ってみようと思っていただくということですね。

学び支援課（図書館）課長補佐

そうですね。また、文房具なども取り扱っておりますので、例えば学習利用している人が、これまでシャープペンの芯がなくなったらわざわざ外に買いに出かけないといけませんでしたが、図書館内でまかなえることになります。従来から滞在型のサービスを目指しておりますので、その点でも効果を期待しています。

委員

今回の報告事項とは関係ないのですが、図書館への意見です。

コロナ禍の際には、本の在架状況にかかわらず予約が可能で、図書館まで行かなくても近くの福祉会館などで受け取れるシステムが運用されていました。しかし、現在そのサービスは終了し、図書館にある本は図書館まで直接行かなければならず、一方で、図書館にない本、つまり他の利用者が借りている本については、予約すれば返却後に福祉会館などへ配達してもらえるような運用になっています。

この変更によって、移動が困難な高齢者の方々が不便を感じているという声が聞かれます。これまで図書を借りることを楽しみにしていたのに、遠くの図書館までは運転が難しく、借りられなくなったという事態も起きているそうです。世間的にも高齢者の運転には慎重な意見が多くなっている中で、近隣の福祉会館などで本を受け取れるような仕組みを復活してほしいという要望があります。

もちろん、すべての利用者に対応するのは難しいかもしれません、例えば年齢制限を設ける、障害のある方を対象とするなどして、一部の方だけでもその仕組みを活用できるなどの検討をお願いしたいという意見です。

学び支援課（図書館）課長補佐

ご意見として承ります。

委員

西小学校のワークショップについて、2点お聞きします。

参加者が少ないですが、何か要因はありますでしょうか。また、具体的にワークショップではどのような意見があったのか、教えてください。

学習政策課長

平日の夜と土曜日の午前中の2回設定させていただき、周知も様々な手法で行っておりましたが、思ったより人が集まらなかった印象です。ただ、事前にアンケート調査をウェブで実施しており、そこで意見を出された方もいるので、そのような方はあらためては参加されなかつた可能性があります。

ワークショップでのご意見としては、建築予定地が浸水区域にあたることも含めて安心安全な学校にして欲しいということ、自然豊かな学校なのでそういう特徴は引

き継いで欲しい、というご意見が多かったです。

秋頃に第2回目のワークショップとして、もう少し具体的な内容に踏み込んだ会を開催したいと考えております。周知の方法はあらためて検討してまいります。

教育長

他にご意見等はございませんか。

次に、次第6、教育委員会の行事予定についてはお手元の資料をご覧ください。各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いします。

(しばらく間があり) 特になければ教育委員会の行事予定は以上です。

次に、次第7、その他としてお伝えすることや全体を通してご意見ご質問等があればお願いします。

学び支援課（図書館）課長補佐

1点、ご報告します。前回の教育委員会内で、濡れた本の返却マナーについてご指摘いただきましたので、対応についてご報告いたします。

司書の資格を持っている会計年度職員が、注意喚起のチラシを作成してくれまして、図書館の配本用の車や、館内の自動返却機の前などに掲示して周知をしております。

委員

早速ご対応いただき、ありがとうございます。

教育長

最後にひとつ、青葉分校での学校訪問について、お褒めいただき大変嬉しく思っていますが、1点だけ私から指導させてもらったことがあります。

それは、今年は3年生が難しい学年であるにもかかわらず1年生で授業見学を実施したという点です。私は、難しい学年を見ていただいてこそ意味があると思っています。

今回は非常に良い生徒が多く、外部からお客様が来ている場面でしっかりと頑張ろうと対応しようとする姿勢が見られました。中には1人だけ、エネルギーが途中で切れてしまった子もいましたが、それもまた素直で良いなと感じました。ただ現実には、教室に入ることができない子どもや、授業が継続できずに先生とトラブルになるケースも増えてきているのが実情です。こうした現場の現実をしっかりと見ていただきたいですし、そういう子たちに対してどのように関わればよいのかという指導的なアドバイスをいただけたら、現場の先生たちにとっても大変勉強になるのではないかと思っています。

今ちょうど、ドラマでも児童相談所をテーマにした作品がありますが、心にさまざまなハンディキャップを抱えながら施設で生活している子どもたちの現実をしっかりと見つめる必要があると思っています。そして、こうした子どもたちと日々格闘しながら正面で向き合っている先生たちの姿にも、もっと注目していただきたいという思いがあります。

来年・再来年の学校訪問の際にはぜひ、こうした観点からの取り組みや評価をお願いいたします。

それでは以上で、本日予定しております内容は全て終了しました。

次回は8月定例教育委員会を、令和7年8月6日（水曜日）、午後2時から市役所本庁舎4階、第3会議室で開催します。

これをもちまして、令和7年7月定例教育委員会を閉会します。

日進市教育委員会定例会（令和7年7月）次第

日時 令和7年7月16日（水）

午後2時から

場所 市役所本庁舎4階 第3会議室

1 開会

2 前回会議録の承認

3 諸般の報告

4 議事

議案第56号 日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について【学習政策課】

議案第57号 日進市教育支援センターの休業日について【学校教育課】

議案第58号 令和8年度使用教科用図書の採択について【学校教育課】

5 報告事項

事務局報告

【学習政策課】

- ・令和7年第2回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について〔資料No.1〕
- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No.2〕
- ・事業等報告について〔資料No.3〕

【学び支援課】

- ・教育委員会に関する情報公開請求について〔資料No.4〕
- ・事業等報告について〔資料No.5〕

【図書館】

- ・事業等報告について〔資料No.6〕

【学校教育課】

- ・事業等報告について〔資料No.7〕

【学校給食センター】

- ・事業等報告について〔資料No.8〕

6 行事予定（令和7年7月17日から8月6日まで）

7 その他

8 閉会

今後の予定

次回教育委員会

8月定例会 令和7年8月6日(水) 午後2時 市役所本庁舎4階 第3会議室

議案第 56 号

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 16 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、学校体育施設等地域開放事業の運用方法を変更するにあたり、日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号及び第 3 条

3 主な変更

- (1) 要領の名称を変更する。
- (2) 目的について、コミュニティの育成から地域活動の活性化へ目的を拡大する。
- (3) 使用内容について、「児童又は生徒にスポーツ又は文化芸術活動を指導する活動」を追加する。
- (4) 開放施設に体育施設以外の施設を追加する。(香久山小学校ワーキングスペース、梨の木小学校音楽室)

4 施行期日

告示の日から施行する。

なお、「日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領」は、この要領の改正附則において、合わせて廃止する。

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部を改正する要領

令和 年 月 日

教委要領第 号

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領(平成31年日進市教育要領第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>日進市立小・中学校施設等の地域開放に関する取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>地域活動の活性化に寄与するため、日進市立小・中学校施設等（以下、「学校施設等」という。）を学校教育に支障のない範囲で地域に開放することに</u>関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用の目的及び内容)</p> <p>第2条 この要領において「地域活動」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>日進市区長条例（昭和33年日進町条例第1号）第1条に規定する区の活動</u></p> <p>(2) <u>コミュニティの育成を目的とする地域活動</u></p> <p>(3) <u>児童又は生徒（日進市在住の者を含む。）に対し、スポーツ又は文化芸術活動を指導する活動（以下「地域クラブ活動」という。）</u></p> <p>(4) <u>その他日進市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が適当と認める活動</u></p> <p>(開放施設等)</p> <p>第3条 地域活動に使用することのできる学校施設等は、別表第1及び別表第2に掲げるところとする。</p> <p>2 別表第1に掲げる学校施設等は、第2条第3号に規定する地域クラブ活動に使用することはできない。</p>	<p>日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>日進市立小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放することにより、コミュニティの育成に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(開放施設)</p> <p>第2条 各種活動に使用することのできる学校体育施設は、運動場、屋内運動場及び柔剣道場とする。</p>

3 別表第2に掲げる学校施設等は、第2条第3号に規定する地域クラブ活動に限り、いざれかの施設を、一団体につき週3回各4時間まで使用することができる。

(開放日時)

第4条 学校施設等を開放する日及び時間は、教育委員会が別に定める。

(使用できる者)

第5条 学校施設等を使用できる者は、日進市内に在住する者を代表者とする団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 日進市立小・中学校体育施設スポーツ開放に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）第8条の規定により登録された団体以外の団体

2 前項に掲げる団体が、学校施設等を使用するときは、あらかじめ教育委員会に登録しなければならない。

(登録)

第6条 前条の規定により登録しようとする者は、日進市立小・中学校施設等地域開放登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録を承認したときは、速やかに申請者に対して日進市立小・中学校施設等地域開放使用団体登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、前条の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）が

(開放日時)

第3条 学校体育施設の開放日及び開放時間は、教育委員会が別に定める。

(使用内容)

第4条 各種活動とは、次のいずれかの要件に該当するものでなければならない。

(1) 行政区の活動

(2) コミュニティ育成のための地域活動

(3) その他教育委員会が適当と認めた活動

(使用できる者)

第5条 学校体育施設を使用できる者は、日進市内に事務所を有し、かつ、日進市内に在住する責任者を有する団体のうち、次の各号の要件を備えた団体とする。

(1)・(2) 略

(3) 学校体育施設スポーツ開放事業の登録団体以外の団体

2 前項に掲げる団体が、学校体育施設を使用するときは、あらかじめ教育委員会に登録しなければならない。

(登録)

第6条 前条の規定により登録しようとする者は、学校体育施設等使用団体登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録を承認したときは、速やかに申請者に対して学校体育施設等使用団体登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録

<p>次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請により登録した<u>と認める</u>とき。</p> <p>(2) その他登録団体として不適當と<u>認める</u>とき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該登録団体に<u>学校施設等使用団体登録取消通知書</u>(第3号様式)により通知するものとする。</p> <p>(使用の手續)</p> <p>第8条 登録団体は、学校施設等を使用しようとするときは、日進市立小・中学校施設等地域開放使用許可申請書(第4号様式)を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 教育委員会は、<u>学校施設等の使用を許可した</u>ときは、<u>日進市立小・中学校施設等地域開放使用許可書（第5号様式）</u>を申請者に対して交付するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項の許可に<u>当たり</u>、当該<u>学校施設等</u>を管理する校長の意見を聴かなければならない。</p> <p>(管理指導員の設置)</p> <p>第9条 教育委員会は、学校施設等を開放するに当たり、管理指導員を開放する学校ごとに置くものとする。</p> <p>2 管理指導員は、<u>学校施設等及び使用者の安全を管理し、必要に応じて指導に当たるもの</u>とする。</p> <p>3 開放する学校の校長は、<u>学校施設等の開放に伴う管理上の責任を負わないもの</u>とする。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第10条 学校施設等を使用しようとする登録団体の使用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用の許可をしないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請により登録したとき。</p> <p>(2) その他登録団体として不適當と<u>認めた</u>とき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該登録団体に<u>学校体育施設等使用団体登録取消通知書</u>(第3号様式)により通知するものとする。</p> <p>(使用の手続き)</p> <p>第8条 学校体育施設を使用しようとするときは、<u>学校体育施設等使用許可申請書兼許可書</u>(第4号様式)を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 教育委員会は、<u>学校体育施設の使用を許可した</u>ときは、<u>許可書</u>を申請者に対して交付するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項の許可に<u>あたり</u>、当該<u>学校体育施設</u>を管理する校長の意見を聴かなければならない。</p> <p>(管理指導員の設置)</p> <p>第9条 学校体育施設を開放するに伴い、管理指導員を開放校ごとに置くものとする。</p> <p>2 管理指導員は、<u>学校体育施設・設備の管理及び利用者の安全管理・安全指導に当たるもの</u>とする。</p> <p>3 開放する学校の校長は、<u>学校体育施設の開放に伴う管理上の責任を負わないもの</u>とする。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第10条 学校体育施設を使用しようとする登録団体の使用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用の許可をしないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	--

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を中止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1)～(4) 略

(5) 学校施設等の使用に当たって適当でない行為があったとき又は行われるおそれがあるとき。

(6) 略

(遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その他学校施設等の管理上不適当と認められる行為をしないこと。

(損害賠償)

第13条 使用者は、学校施設等の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、日進市立小・中学校施設等損傷（滅失）届（第6号様式）を教育委員会に提出し、その指示に従うとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

別表第1（第3条関係）

学校名	施設名
西小学校	運動場 体育館
東小学校	運動場 体育館
北小学校	運動場 体育館
南小学校	運動場 体育館
相野山小学校	運動場 体育館
香久山小学校	運動場 体育館
梨の木小学校	運動場 体育館 多目的教室 ランチルーム

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を中止させ、又は許可の内容(条件)を変更することができる。

(1)～(4) 略

(5) 学校体育施設の使用に当たって適当でない行為があったとき又は行われる恐れがあるとき。

(6) 略

(遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その他学校体育施設の管理上不適当と認められる行為をしないこと。

(損害賠償)

第13条 使用者は、学校体育施設の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、学校体育施設等損傷届（第5号様式）を教育委員会に提出し、その指示に従うとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

<u>赤池小学校</u>	<u>運動場</u>
	<u>体育館</u>
<u>竹の山小学校・日進北中学 校</u>	<u>運動場</u>
	<u>体育館（小）</u>
	<u>体育館（大）</u>
	<u>柔剣道場</u>
<u>日進中学校</u>	<u>運動場</u>
	<u>体育館</u>
	<u>柔剣道場</u>
<u>日進西中学校</u>	<u>運動場</u>
	<u>体育館</u>
	<u>柔剣道場</u>
	<u>テニスコート</u>
<u>日進東中学校</u>	<u>運動場</u>
	<u>体育館</u>
	<u>柔剣道場</u>

別表第2（第3条関係）

学校名	施設名
<u>香久山小学校</u>	<u>多目的室2</u>
<u>香久山小学校</u>	<u>放課後児童クラブ室2前 ワーキングスペース</u>
<u>梨の木小学校</u>	<u>音楽室</u>

第1号様式(第6条関係)

【別記1 参照】

第2号様式(第6条関係)

【別記2 参照】

第3号様式(第7条関係)

【別記3 参照】

第4号様式(第8条関係)

【別記4 参照】

第5号様式(第8条関係)

【別記5 参照】

第6号様式(第13条関係)

【別記6 参照】

第1号様式(第6条関係)

【別記1 参照】

第2号様式(第6条関係)

【別記2 参照】

第3号様式(第7条関係)

【別記3 参照】

第4号様式(第8条関係)

【別記4 参照】

第5号様式(第13条関係)

【別記6 参照】

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領の廃止)

2 日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領（平成15年教委要領第2号）は、廃止する。

議案第 57 号

日進市教育支援センターの休業日について

日進市教育支援センターの休業日について、次のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 16 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市教育支援センター条例第 5 条に規定する休業日について、日進市立小中学校の完全学校閉校日に合わせて休業日とするからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 17 号及び第 3 条

3 休業日

令和 7 年 8 月 12 日（火）、令和 7 年 8 月 13 日（水）、令和 7 年 8 月 14 日（木）、令和 7 年 8 月 15 日（金）

○日進市教育支援センター条例

平成18年3月31日

条例第6号

改正 平成21年6月24日条例第23号

平成28年3月24日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校生活になじめない児童生徒を対象とした特別な指導を行うことにより、児童生徒の自主性及び社会性の育成を図り、学校への復帰を支援するとともに、児童生徒、保護者等への教育相談を行うため、日進市教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 日進市教育支援センター

位置 日進市岩藤町大清水919番地1

(事業)

第3条 教育支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校生活になじめない児童生徒の学習活動及び社会体験を援助し、自主性、社会性及び集団への適応力の育成を図ることにより、学校への復帰を支援すること。
- (2) 学校生活になじめない児童生徒の理解のあり方等について、学校、保護者等との連携及び調整を図るとともに、情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 児童生徒、保護者等の教育相談に関するこ。
- (4) その他教育支援センターの目的達成に必要な事業

(職員)

第4条 教育支援センターに次の職員を置くことができる。

- (1) 主任指導員
- (2) 専任指導員
- (3) その他必要な職員

(休業日)

第5条 教育支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めたときは、休業日に開設し、又は休業日以外の日を休業日とすることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開設時間)

第6条 教育支援センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(入室できる者)

第7条 教育支援センターに入室できる者は、日進市内に在住し、小学校若しくは中学校に在籍している児童生徒又は日進市外に在住し、日進市内の小学校若しくは中学校に在籍している児童生徒とする。

2 入室を希望する児童生徒の保護者は、在籍する学校を通じて教育委員会の許可を受けなければならない。

(会議室の利用)

第8条 会議室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、児童生徒の支援を目的とする場合は、教育支援センターの事業に支障のない範囲において、会議室を利用させることができる。

3 教育委員会は、教育支援センターの管理上必要があると認めたときは、会議室の利用に条件を付すことができる。

(利用の不許可)

第9条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は組織の利益になるとき。

(3) その他管理上支障があると認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、又は利用の許可の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号の事由が発生したとき。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月24日条例第23号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第24号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第58号

令和8年度使用教科用図書の採択について

令和8年度使用教科用図書の採択について、別紙のとおり提出します。

令和7年7月16日提出

日進市教育委員会教育長 岩田憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、令和8年度使用教科用図書を採択する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第14号及び第3条

3 主な内容

- (1) 令和8年度使用小学校教科用図書について
- (2) 令和8年度使用中学校教科用図書について

愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(以下「教科書」という。)を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から10の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、8の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立中学校(附属中学校)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。令和8年度に開校する県立附属中学校については、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

6 県立中学校(夜間中学)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合は、「小学校用教科書目録(令和8年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択することもできる。

7 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和8年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

8 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和8年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

9 国立(特別支援学校小学部を含む)及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

10 国立(特別支援学校中学部を含む)及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

令和8年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 德	無	光村図書出版	光村図書出版

令和8年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	光村図書出版	光村図書出版
社会 (地理)	無	東京書籍	東京書籍
社会 (歴史)	無	東京書籍	東京書籍
社会 (公民)	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽 (一般)	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽 (器楽)	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外 国 語	無	東京書籍	東京書籍
道 德	無	教育出版	教育出版

[資料 No.1]

令和7年第2回日進市議会定例会 一般質問・答弁内容(教育委員会関係分)について

1 田中とおる議員 (個人質問)

- (1) 図書館が日進の知識拠点であり続けるために【図書館】
- (2) 異なる文化圏の方々と共に暮らせるまちに【学校教育課】

2 ゆきむらともこ議員 (個人質問)

あたりまえをみんなに【図書館・学校教育課】

3 加納やすこ議員 (個人質問)

防災・防犯意識向上のための取組について【学校教育課】

4 舟橋よしえ議員 (個人質問)

日進市立小中学校における諸課題について問う【学習政策課・学校教育課】

5 中島まなみ議員 (個人質問)

子どもの発達支援を強化するための5歳児健診の必要性について【健康課】

6 小出あさこ議員 (個人質問)

- (1) 子どもの権利学習について【学校教育課】
- (2) 教育DXモデル都市を目指して【学校教育課】
- (3) 誰にでも開かれた魅力ある図書館作りについて【図書館】

7 吉野ゆうと議員 (個人質問)

子育て最先端都市・日進へ【学校教育課】

8 山田久美議員 (個人質問)

学校等の建替えについて伺う【学習政策課・学校給食センター】

9 ごとうみき議員 (個人質問)

- (1) スポーツ施設等の値上げの影響、施設改善について【学び支援課】
- (2) 安心安全な給食の確保のためにー給食センター予算を増やし施設改善、処遇改善を【学校給食センター】

10 白井えり子議員（個人質問）

オーガニック給食を保育園給食から始め、小・中の給食に拡大はいかがか【学校給食センター】

11 島村きよみ議員（個人質問）

なぜ日進市の公共施設使用料は高いのか【学び支援課】

12 坂林たくみ議員（個人質問）

(1) 学校の新設を【学習政策課】

(2) 西小学校の建替えは現在地で【学習政策課】

1 田中とおる議員 (個人質問)

1 図書館が日進の知識拠点であり続けるために

(1) 市立図書館がこのまちの文化、教育、情報、コミュニティ形成などの知識拠点であり続けるために問う。

① 職員数が減っているが、昨年に比べてどの担当が削減されたのか。司書の人数に変化はなかったか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

全体の人数は減員となっておりますが、担当業務を分担して適切に行っております。また、司書資格を有する職員数は5名から3名となっております。

② 減少となった職員の雇用形態について詳しくお示しください。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

正規職員が3人減少し、そのうち司書資格を有する者が2人となります。

③ 司書が減少するという事は図書館運営に影響が出てしまうと考えるが、全く問題はないのか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

影響が無いように事務の割り振りをして運営にあたっております。

④ 昨年度までに提供されていたサービスのうち、今年度取りやめとなったものは無いか。具体的なサービス内容と廃止理由をご説明ください。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

月曜日にフリースペース部分のみを開放していた部分開館につきましては、建物管理における定期的なメンテナンス日を確保するため、完全休館に変更しました。

また、貸出中ではない図書館にある本を取り置きして福祉会館などで受け取る「在架予約」については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して2年を経過することから、目的を果たしたと考え、サービスを終了いたしました。

⑤ 部分開館を完全休館へ変更するにあたり、定期的なメンテナンスを毎週月曜日とする必要があったのか。隔週や各月1日などでは対応できなかったのか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

定期的な建物の清掃や機器の点検、メンテナンス作業に加えまして、機器の不調や故障による修繕作業も増えてきているため、必要な日数を確保したものでございます。

⑥ 「在架予約」については、いつから行われてきたサービスか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

平成30年4月から開始しております。

⑦ 「在架予約」について、交通手段を持たない高齢者や車を持たずベビーカーで移動する保護者など、本を身近な場所で受け取りたいというニーズは今も存在する。このサービスの再開は検討することは可能か。代替となる支援策はないか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

現在のところ再開は考えておりませんが、福祉的サービスとして、身体障害者手帳をお持ちの方などへの宅配サービスがございますので、該当される方はこちらをご利用いただきたいと考えております。

⑧ 昨年度までと比較して、新しく始めたサービスは無いか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

バリアフリー図書を集めた「りんごの棚」の設置や学習室の設備更新がございました。

⑨ 設備更新ということですが、図書館の Wi-Fi 整備状況はいかがか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

既存で設置されておりました 1 階フリースペースに加え、新たに設置した 2 階学習室のワークスペース 32 席でフリー Wi-Fi が利用できるようになりました。

⑩ この事により利用者の増加はありましたか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

平日でもほぼ満席になるくらいに利用が増加しております。

⑪ 図書館の蔵書にはその地域の郷土史や古地図など貴重な資料が含まれると思うが、資料のアーカイブ化を急ぐ必要があるのではないか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

図書館事業全体の中で、できる範囲の中で取り組んでいるところでございます。

⑫ これらの資料が貴重であることの認識はあるか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

その認識はございます。

⑬ アーカイブ化を行うにあたって、スキャナなどの機器が必要だと考えるが、十分な設備、機器は整っているか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

現在、アーカイブ化にあたっては、自動読み取りやデータベース化できるような特別な設備、機器はございませんが、できる範囲の中でアーカイブ化に取り組んできたところでございます。

⑭ 図書館の運営は経験と知識、そして継続性が必要と考えるが、今後も指定管理を導入するのではなく、直営で行っていくとの認識でよいか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

今後につきましては、運営形態のあり方を検討しながら、適切な方法で運営していくたいと考えております。

⑯ 現時点では直営としての運営形態を変更する具体的な動きはないと捉えてよいか。

【図書館】

答 弁 生涯学習部長

現時点ではございません。

2 異なる文化圏の方々と共に暮らせるまちに

(1) 異文化の方とのトラブル回避、利便性向上、子どもの多文化への興味向上について、その後の対応について問う。

① 今後、外国人児童生徒の小学校・中学校への転入が増えることが予想されるが、教育現場での対応はどのように考えるか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

文部科学省では、外国人児童生徒の公立学校への円滑な受入れを目的としたとして、「外国人児童生徒受け入れの手引き」を作成しております。この手引きの内容を踏まえつつ、学校現場において、外国人児童生徒一人ひとりに合わせた対応を行っていくべきものと考えております。

② これらの施策の本市における現状とそれに対する対応について、具体的にお聞かせください。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

本市では現在、公立の小中学校合わせて 65 人の外国人児童生徒が在籍しております。これら外国籍の児童生徒は、一人ひとりの日本語の習熟度が異なることから、それぞれの児童生徒の習熟度に合わせた通訳ができる方を日本語指導員として配置しております。

配置までの流れとしては、学校からの要望を受け、本市での国際理解や交流活動を担っていただいている国際交流協会へ、人材紹介を依頼し、従事可能な方を会計年度任用職員として雇用しております。

また、外国人児童生徒への対応だけでなく、必要に応じて保護者懇談会の通訳を依頼することもございます。

③ 外国人児童生徒を受け入れる児童生徒が、そのことをきっかけに多文化理解、相互理解を深める取組を進めることも考えられるがいかがか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

外国人児童生徒等は言語、宗教、生活習慣など文化的な背景が多様であり、その教育も地域ごとに様々なものがございます。こうした多様な背景を持つ児童生徒等が学ぶ場であることを踏まえ、学校現場においては、お互いの違いを認め合いながら、お互いに助け合える共生を目指した学級づくりが大切であると考えております。

本市の小中学校におきましても、在籍する外国人児童生徒等の支援を行っていく中で、例えば市教育委員会として案内表示を一律で発注するのではなく、児童会や生徒会活動において、誰もが過ごしやすい学校をつくるためのアイデアを出し合い、実行につなげるなど、より多文化理解、相互理解につながるよう、子どもたち同士による自主的な取り組みを促してまいります。

④ このような取組を促進するためには、どの様な手順が有効であると考えるか。

【学校教育課】

答弁 学校教育部長

子どもたちの自主性を引き出し、楽しみながら異文化と交流する取組につきましては、児童生徒が自由に楽しむことだけではなく、外国人児童生徒の母国での文化的背景の違いについて理解を深めながら、生活習慣の違いなど学校生活における様々な課題解決のアイデアを形にしていくための場所と時間がとても大切であると考えております。

このため、教職員は子どもたちからより多くの提案を引き出すためのヒントとなる基礎的な知識を伝えるとともに、子どもたち自らが意見を引き出し、議論を活性化させ、合意形成を促すことが必要ではないかと考えております。

⑤ 給食は学びの場と考えている。異なる文化への理解を促進する取組として、給食メニューに多彩な食文化を取り入れることを検討してはどうか。【学校教育課】

答弁 学校教育部長

先月開催されました第1回教育振興基本計画策定委員会におきましても、「給食を通じて文化を学ぶ機会にしてはどうか」との委員からのご提案をいただいております。

このため、例えば市内小中学校に在籍している、外国籍児童生徒の国の代表的な一品を給食に取り入れるなど、食を通しての交流や異文化学習機会の提供ができるいか等の検討を進めているところでございます。

⑥ このような取組を実践する際、メニューに込められた背景や食文化についての説明も児童生徒に伝えていくと考えてよいか。【学校教育課】

答弁 学校教育部長

新たなメニューの提供の際には、アレルギー対応や食材調達などの検討も必要となります。こうした検討の中でご質問の内容につきましても検討を進めていくことになります。

2 ゆきむらともこ議員 (個人質問)

1あたりまえをみんなに

(1)学校図書館での読書のバリアフリーの取組状況はいかがか。【図書館】

答弁 生涯学習部長

市内小中学校の多くが、さわる絵本や点字図書などを設置しております、市立図書館からも必要に応じて、バリアフリー関連図書の貸し出しも行えるようになっております。

(2)事前の調査ではさわる絵本、点字図書が各校に数冊ある程度でした。どの子もあたりまえに本を楽しめる環境づくりのために、図書館長である校長先生や司書教諭、司書補助の方の研修をしていただけませんか。【図書館】

答弁 生涯学習部長

これまで愛知図書館協会などが開催する各種研修には、市立図書館関係者が主に参加しておりましたが、今後、学校図書館関係者が参加できる研修も各学校へ案内してまいります。

(3)リーディングトラッカー、拡大読書器など補助具の整備の必要性についてのお考えはいかがか。【学校教育課】

答弁 学校教育部長

拡大読書器につきましては、現在のところ配備をしておりません。リーディングトラッカーにつきましては、全校一律で用意はできておりませんが、昨年度開催された発達障害児等支援指導検討会での巡回相談会において、講師からのご紹介をきっかけに、必要に応じて個別対応しております。

(4)図書館が当該図書をセットして各校に貸し出し、特設コーナーを設ける取組はいかがか。【図書館】

答弁 生涯学習部長

各学校の意向も尊重しながら調整を図り、それらの取組について検討してまいります。

(5)教育支援センターハートフレンドについて、学校と同様の学びが体験できる顕微鏡やミシンなどの備品は整っているか。【学校教育課】

答弁 学校教育部長

教育支援センターでは、現在、顕微鏡やミシンについては配備しておりませんが、地球儀や電気のこぎり、卓球台といった通室している児童生徒の活動に合わせた備品を用意しております。

(6)小学校から中学校まで、指導要領に基づき各学年で特徴的な備品だけでもそろえるべきと考えるがいかがか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

教育支援センターは、条例の趣旨にもあるとおり、学校になじめない児童生徒を対象とした特別な指導を行うことにより、児童生徒の自主性及び社会性の育成を図り、学校への復帰を支援するための施設となっております。通室する児童生徒の希望や状況に合わせた活動と、そのために必要な備品を整備することが重要であると考えております。

- (7) 学校復帰を支援するための施設であるならば、なおさら学校と同じ体験ができる環境を整えて、復帰時にスムーズになじめるようにしておくほうがよいのではないかと考えるが、それは違うのか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

教育支援センターでは、学校になじめない児童生徒を対象とした学校への復帰を支援するための特別な指導を行っており、通室する児童生徒の状況を踏まえ、必要な備品を整備しております。

- (8) 通室する児童生徒から顕微鏡やミシンの希望があった場合、これらを備品として用意するか否かはどのように判断するのか。こうした備品があることが、子どもたちの「やってみたい」を支援できるのではないか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

教育支援センターの教材備品の購入は、通室する児童生徒の日ごろの活動の様子や指導員が安全に指導できるか、学校からの借用等も踏まえ判断しております。

児童生徒が希望する備品を全て用意するものではございませんが、教育支援センターでは通室するための「きっかけづくり」に日々努めており、備品購入も含め、学校生活になじめない児童生徒の学習活動及び社会体験を援助し、自主性、社会性及び集団への適応力の育成を図ることにより、学校への復帰を支援してまいります。

3 加納やすこ議員 (個人質問)

1 防災・防犯意識向上のための取組について

(1) 若年層へのアプローチと情報発信について伺う。

① 学校教育との連携の中で防災防犯教育をどう展開しているのでしょうか。また、若年層の地域参加を促す具体的な取組があれば教えてください。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

小学3年生社会の授業におきまして、自分たちの住んでいる身近な地域を学習しており、社会科副読本「わたしたちのまち日進」におきましても、尾三消防や消防団について学習し、消防署見学も行っているほか、令和6年度の電子化に伴い消防訓練の様子なども動画で紹介しているところでございます。

また、尾三消防本部が作成した「しょうぼうのしごと」は令和6年版、令和7年版共に学校電子図書館で閲覧可能となっております。

② 電子書籍「しょうぼうのしごと」の閲覧状況を教えてください。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

令和7年版「しょうぼうのしごと」につきまして、本年4月27日より閲覧が可能となつておりますが、6月10日現在で400回以上読まれております。

現在、電子図書館内の新着コーナーにあることもございまして、電子図書館内で閲覧できる約1,900冊の書籍のうち、この期間におきましては上位60位以内の閲覧数となっております。

③ 動画は非常にわかりやすく、電子化されたメリットを活かすため、更なる動画等のコンテンツ追加や授業での活用は可能でしょうか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

電子化されました社会科副読本では、動画等のコンテンツ追加が容易であることもメリットの一つでありますので、更なる動画等のコンテンツの追加掲載は可能と考えております。

なお、授業での活用を考えますと、3分から5分程度の動画が活用しやすいため、そのようなコンテンツが用意できれば、掲載可能と考えております。

4 舟橋よしえ議員 (個人質問)

1 日進市立小中学校における諸課題について問う

(1) 児童生徒数将来予測と教室数について

① 本市における 15 歳以下の人口、小学校児童数、中学校生徒数についての最新の将来予測は、それぞれどのようにあるか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

本市における 15 歳未満の人口につきましては、令和 6 年 10 月 1 日現在の人口推計では令和 2 年の 15,200 人をピークに徐々に減少し、令和 12 年には 14,055 人と推計されております。

また、市内小中学校の児童生徒数につきましては、昨年度実施しました日進市立小中学校適正規模等検討委員会における令和 12 年度までの推計値になりますが、小学校では令和 5 年度の 6,292 人がピーク、中学校では令和 10 年度の 2,970 人がピークとなり、その後徐々に減少していく推計となっております。

② 増え続けている学校においては、今後の最大児童数、最大生徒数を予測することが極めて重要であると考えます。どのように予測しているのか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

昨年度実施しました日進市立小中学校適正規模等検討委員会における推計値となります
が、今後も増加が見込まれる学校は、西小学校、赤池小学校及び日進西中学校になります。

令和 12 年度に最大数となり、西小学校が 1,010 人、赤池小学校が 935 人、日進西中学校が 1,046 人になると推計されております。

③ 西小学校、赤池小学校、日進西中学校が令和 12 年度に最大数になるというのは、令和 13 年度以降についてはわからなくて、さらに増えるかもしれないということか。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

令和 13 年度以降につきましては、推計を行っておりませんので、現時点ではお答えできかねます。

④ 児童生徒数の将来予測に応じた学校の教室数は、すべての小中学校において確実に確保されるのか。児童生徒数が今後も増える学校では、ある程度の余裕をもって対応すべきと考えますので、最少余裕教室数も合わせて教えてください。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

今後、必要教室数が増えると推計されているのは西小学校、赤池小学校及び日進西中学校の 3 校であります。

西小学校及び赤池小学校につきましては、教室数の不足が想定されますが、建替えや増築により、推計値に対応する余裕ある教室数を確保してまいります。

また、日進西中学校につきましては、現時点の利用教室数に対して余裕は 1 教室分とな

ります。

⑤ 赤池小学校については、今年の夏から始まる予定の増築工事により、普通教室として使用できる教室の数はどれだけ増え、令和 12 年度の余裕教室は何教室分なのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

今回の赤池小学校の増築工事においては、普通教室として使用可能な数は、最大で 9 教室分となり、令和 12 年度の推計上での余裕は 7 教室分となります。

⑥ 国は、来年度より中学校 35 人学級実施の方針を打ち出しています。本市中学校では教室数が不足するようなことは起こらないと言い切れるのですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

現時点では問題ないものと考えております。

⑦ 現時点というものは、令和 12 年度までについては問題がないという意味ですか。日進西中学校の最大生徒数が何人になるか、不確定な現時点では、日進西中学校の教室数が足りなくなることも可能性としてはあり得るのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

現時点での推計が令和 12 年度までのため、そのようにお答えしておりますが、現在の教室数で足りなくなる場合には、必要に応じて教室改修等により対応してまいります。

(2) 外国籍の児童生徒等の対応について

① 日本にルーツを持たない児童生徒、外国籍の児童生徒の各校の対応はどのようにですか。学校別の人数とその母国語はどのようにお答えください。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

はじめに外国籍の児童生徒の人数でございますが、小学校につきましては、西小学校 7 人、東小学校 3 人、北小学校 3 人、南小学校 8 人、相野山小学校 1 人、香久山小学校 19 人、梨の木小学校 6 人、赤池小学校 6 人、竹の山小学校 1 人の計 54 人でございます。中学校につきましては、日進中学校 2 人、日進西中学校 7 人、日進東中学校 1 人、日進北中学校 1 人の計 11 人でございます。

次に母国語につきましては、小中学校合わせて、中国語が最も多く 24 人、次いでポルトガル語 13 人、ベトナム語 11 人、韓国語 6 人、フィリピン語 3 人、ネパール語 2 人、スペイン語、スウェーデン語、英語が各 1 人、公用語・民族言語等が複数ある国籍の方が 3 人でございます。

② 日本語が理解できず、通常授業についていくことが困難な児童生徒を教育委員会では把握しておられるのか。現在、どこの学校に何人いるのかお答えください。

【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

5 月時点での、学校による判断となりますが、香久山小学校に 6 人、日進西中学校に

4人在籍しております。

③ 日本語の理解ができない児童生徒に対しては、どのような対応をとっているのか。即応性かつ柔軟性のある対応が必要と考えるがいかがか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

日本語の理解が難しい児童生徒につきましては、通訳ができる方を日本語指導員として配置しております。配置までの流れとしましては、学校からの要望を受け、本市での国際理解等を担っていただいている国際交流協会へ、人材紹介を依頼し、紹介のあった方を雇用しております。

また、児童生徒対応だけでなく、必要に応じて保護者懇談会の通訳を依頼するなど、即応性かつ柔軟性のある対応をするよう努めております。

④ 先ほどお答えいただいた香久山小学校6人の児童、日進西中学校4人の生徒に対しては、日本語指導員が配置できているのですか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

香久山小学校につきましては、県事業となるポルトガル語の語学相談員を派遣いただいております。また、ポルトガル語以外の言語や日本語指導員がいない場面では、学習用タブレットの翻訳アプリ等も使いながら対応しております。

なお、現在、両校に7月からポルトガル語の日本語指導員を配置できるよう進めております。

⑤ 日本語が理解できないことは不登校にも繋がりかねません。このような子どもたちを集め、放課後の日本語教室を開くことはできないものか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

放課後の日本語教室の設置につきましては、先進地の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

⑥ 児童生徒だけでなく、その子の家庭への支援が必要となる場合もあると考える。複合的支援について、本市ではどのように対応しているのか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

外国人児童生徒の家庭に対する支援が必要な場合は、相談先として、地域共生課をご案内しております。

⑦ 地域共生課は、外国人児童がいる家庭への支援が必要と判断される時は、どのように動かれるのかお答えください。【地域共生課】

答 弁 市民生活部長

ご家庭への支援といたしまして、日進市国際交流協会の協力を得ながら、市役所での手続きや日本語教室の案内をさせていただいております。

また、愛知県国際交流協会では、日本語教室、外国人向け生活情報の提供、多文化共生に関する講座や研修、多文化ソーシャルワーカーによる相談情報の提供及び支援などを行っております。日進市内にお住まいの方はこちらもご利用いただけますので、相談に合わ

せて、ご案内させていただいております。

(3) コミュニティ・スクールの取組について

- ① 第2次日進市教育振興基本計画の見直しでは、4番目の重点施策が「学校を核とした地域づくり」から「地域とともにある学校づくり」に見直す案が示されている。これが意味するのはどのようなことか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

これまで地域学校協働活動を積極的に推進し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働することに取り組んでまいりました。今回、第2次日進市教育振興基本計画の見直しにおいては、コミュニティ・スクールの導入が進んできたことで、これまでの取組を継承しつつ、学校運営や学校の課題そのものに地域の皆様に積極的に関わっていただき、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるビジョンの共有を図りながら「学校づくり」を進めていくことに焦点を当てたものでございます。

- ② 「学校を核とした地域づくり」から「福祉会館を核とした地域づくり」に変えることとしたから変わったのかと思いましたが、それは違うのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

この変更で「学校を核とした地域づくり」をやめるわけではありません。繰り返しになりますが、コミュニティ・スクールの導入に伴い、これまでの取組も継承しつつ「学校づくり」に焦点を当てたものでございます。

- ③ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

コミュニティ・スクールの中核となる学校運営協議会において、地域学校協働活動のコーディネーターの役割を担っている地域学校協働活動推進員に委員として参画いただくことで、これまで各々独自に活動していた地域住民や地域団体とのつながりが深まり、地域学校協働活動との一体的な活動の推進や役割分担が可能になると考えております。

- ④ 地域学校協働活動コーディネーターの役割を担う地域学校協働活動推進員の方が委員として学校運営協議会に入ることで、地域住民や地域団体とのつながりが深まるというの、どのようなことを指しておられるのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

これまでそれぞれに活動していた地域住民や地域団体と学校運営協議会の場で一堂に会して話し合うことで、学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを持って地域の子どもたちを育むことにつながると考えております。

- ⑤ コミュニティ・スクールは、子どもたちにとって、地域にとって、どのような変化がそれぞれに生まれると考えておられるのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 **生涯学習部長**

コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」を進めるに当たり、地域の皆様が当事者として学校運営や学校の課題に参画できる非常に有効な手段の一つであると認識しております。

これまで取り組んできた学校と地域のつながりを学校運営協議会の場で深めていくことにより、子どもたちにとって、学びや体験活動の充実、また地域の担い手としての自覚にもつながるものと考えます。

また、地域にとっても学校を中心としたネットワークが形成されることで、地域のよりどころとしての学校の活用や大規模災害時の体制強化にもつながるなど、今後コミュニティ・スクールをうまく活用することで様々な効果が期待されます。

⑥ コミュニティ・スクールにより、子どもの体験活動が増えることを期待してもよいでしょうか。それは学校において、授業の中でも、放課後でも、土日でも、可能性を広くもって、学校運営協議会で決めていくと考えてよいでしょうか。【学習政策課】

答 弁 **生涯学習部長**

今後、コミュニティ・スクールが成熟していく中で、学校運営協議会の話し合いを契機とした各地域での取組については、議員の言われるように、授業や放課後、或いは土日の活動まで含めた様々な可能性が広がっていくものと考えております。

⑦ 本市におけるコミュニティ・スクールのこれまでの取組はどのようであり、今後全市的にどう進めていくお考えでしょうか。【学習政策課】

答 弁 **生涯学習部長**

本市では、コミュニティ・スクールの導入に当たり、令和6年度から協働活動専門員を配置し、先進自治体の調査・研究や一部の小中学校において学校運営協議会モデル事業を実施しながら、各学校や地域と連絡・調整を進めてまいりました。

令和7年度には、前年度モデル事業を実施した2校で学校運営協議会を正式に設置し、他の6校においてモデル事業を実施いたします。令和8年度には残る5校においてモデル事業を実施し、令和9年度には分校を除く全校において学校運営協議会を設置する予定でございます。

⑧ 今年度正式にスタートする梨の木小学校と日進中学校では、第1回の学校運営協議会がそれぞれ開かれたが、協議会の会長はどのような方が務められ、委員の皆さんからどのような意見が出されたのか、具体的にお聞かせください。【学習政策課】

答 弁 **生涯学習部長**

学校運営協議会の会長は、協議会ごとに委員の互選で決められており、今回の2校につきましては、元校長の方が務められております。

また、第1回目の会議でのご意見ですが、学校の課題に対するボランティアの依頼方法や参加する際のセキュリティ等の課題について、また、SNS等のトラブル防止のための情報モラル教育や校内ハートフレンドなどの不登校対策、周辺の交通安全対策など、様々な

観点から議論がされたところでございます。

- ⑨ 日進中学校の学校運営協議会 14 人の委員には、以前に学校評議員を務めていた方や、学校運営協議会と学校評議員会はどのような関係になるのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

学校運営協議会が正式に設置された学校は、学校評議員会はなくなり、その役割も含めて学校運営協議会に引き継がれる形となります。そのため、前年度まで学校評議員を務められた方が学校運営協議会委員として参加いただいている場合もございます。

- ⑩ 学校運営協議会については、開催のお知らせを、市民参加及び市民自治条例で規定する附属機関と同様の取り扱いをしていただけませんか。また、会議録については間違いない公開していただけますか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

学校運営協議会の開催予定につきましては、事前に市及び各学校のホームページに掲載させていただいております。また、梨の木小学校につきましては、当日の様子が学校ホームページにも掲載されており、今後、会議録につきましても併せて公開していく予定でございます。

- ⑪ 梨の木小学校と日進中学校では、昨年度モデル事業を実施されたが、課題等がみつかったのか、本格的に今年度から実施する上で、モデル事業をどのように活かしていくお考えなのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

昨年度のモデル事業では、コミュニティ・スクール制度の周知や学校運営協議会委員の選定、また、これまで行ってきた取組の再確認等を行ってきたところでございます。

学校運営協議会の本格実施に当たりましては、モデル事業で共有した取組を整理・活用しながら、地域の皆様がまずは学校の応援団として学校運営や学校の課題に参画し、「地域とともにある学校づくり」の実現に向けて一歩ずつ進めてまいります。

5 中島まなみ議員 (個人質問)

1 子どもの発達支援を強化するための5歳児健診の必要性について

(1) 5歳児健診に向けた体制構築について伺う。

5歳児健診の実施にあたり、現時点での本市の対応状況について、また、健診後の支援において、保育や福祉、教育分野との連携がどのように進められるのかお答えください。【健康課】

答 弁 健康こども部長

本市では保健センター等の保健部門、子ども発達支援センター「すくすく園」等の福祉部門、教育委員会などの複数の関係機関が必要に応じて個別相談や巡回相談等を行うなど、それぞれの機関が持つ特性を活かした支援を行う体制がでています。健診実施に際しては、これらの連携を活かし、必要な支援につなげていきたいと考えております。

健診体制の構築につきましては、健診対象者の選定等事前準備をはじめ、健診に従事する医師や臨床心理士、保健師等専門職の確保の方法や、事後フォローも含めた関係機関との連携手法等これから検討する事項もありますが、いずれにいたしましても、保健・福祉部門、教育委員会が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、支援につながっていない家庭に対しましても、就学等に向けた必要な情報が届けられるよう、さらなる相談支援体制の整備に努める必要があると考えております。

(2) 子どもの成長を支えるための部局間連携について伺う。

子ども一人ひとりの健やかな成長を支えるには、保健・保育・福祉・医療・教育など関係部局が緊密に連携することが不可欠です。こうした部局間の協力体制をどのように構築し、支援の充実をどのように進めていくのか具体的な取組についてお聞かせください。【健康課】

答 弁 副教育長

5歳児健診は、3歳児健診では気づきにくい、しかし就学前に気づくことが、その後の子どもの成長につながるような発達上の課題を見極める場でもあります。従来から5歳児健診を実施している鳥取県で実施された研究におきましては、5歳児健診の結果で発達や知的な課題が疑われた子どもの4割から6割が、3歳児健診ではなんら指摘がなかったといわれております。

就学の1年以上前に子どもの発達課題を保護者が把握し、医療や福祉、教育と相談し、適切な支援につながることで、子どもが安心して学校に通えるようにすることが、5歳児健診を実施する意義のひとつであると考えます。

子どもが成長できる環境をつくるためには、健やかな身体的・精神的発達を促すだけではなく、家庭、学校、保健、福祉等が一体となって支えあう体制の整備が求められます。本市においても、保健部門・児童福祉部門・教育委員会などが、随時必要に応じて連携をしておりますが、各機関が持つ専門知識や役割を活かしながら、多機関連携をさらに円滑に進めるために、情報共有や連絡調整を行い、子ども一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行えるよう努めてまいります。

6 小出あさこ議員 (個人質問)

1 子どもの権利学習について

(1) 令和6年度のスクールロイヤーの活用状況はどのようか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

令和6年度の相談件数は55件でした。内訳といたしましては、学校で実施する定期相談が51件、WEBでの随時相談が4件、のべ18回実施いたしました。

このほか、スクールソーシャルワーカーが定期相談に毎回出席しておりますことから、相談内容によってはスクールソーシャルワーカーに入ってもらうよう、スクールロイヤーから学校に対し、連携・協力を促していただいております。

(2) スクールロイヤーの活用が進んでいる事は確認できました。一方で、子ども権利擁護について、先進地視察など提案したが、その後の進捗はいかがか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

本年1月20日に、名古屋市子ども権利相談室「なごもつか」へ、子育て支援課と共に、学校教育課職員、主任指導主事、スクールソーシャルワーカーで行政視察を行いました。

当日は、名古屋市子ども青年局こども未来企画部担当課長を始め、子ども権利擁護委員の方にもご対応いただき、子どもたちの声が届くための体制作りやそこに子ども権利擁護委員も加わっている事などを確認することができました。

(3) 特に参考になった取組はどのようなものか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

子ども権利擁護委員の方が学校での子ども権利学習を行ったり、子どもの権利啓発チラシを配布したりするなど、子どもの権利に関する広報・啓発活動に学校を活用している点は大変参考になりました。また、子どもへの啓発も大切ではございますが、教員・保護者等、まずは子どもに携わる大人に対しての啓発が大切であることをご教示いただいたところでございます。

(4) ぜひ、本市でも取り入れていただきたいと考えるがいかがか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

本市におきましても子どもの権利を啓発していくため、本年度より、日進市現職教育委員会の教員研修事業におきまして、子どもの権利学習を位置付けることといたしました。また、これまで行っていたスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーへの相談につきましても、「子どもの権利を守るためにの取組」として位置付けるようにいたしました。

この取組を進めていくため、現在、日進市子ども施策推進委員会の委員長であり、子どもの権利擁護委員でもある愛知東邦大学の伊藤教授に、夏休み期間中の教員向け研修やスクールソーシャルワーカーへの研修の実施に向けた調整を進めているところでございます。

(5) いじめ対策及びいじめ防止基本方針の改定に向け、具体的にどのような取組を行ったか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

令和6年8月の文部科学省からの「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改定を受けまして、本市のいじめ防止基本方針の改定を行うにあたり、市内4中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会での議論を行うとともに、子どもたちの意見を聞く場面といたしまして、教育長による4中学校生徒会役員とのランチミーティングを実施いたしました。

(6) 総合教育会議の資料にも、いじめといじりの境界線といった生徒目線での意見が拾えている点は評価できる。生徒からは、どのような意見が出され、計画に反映されていくのか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

教育長による生徒会役員とのランチミーティングを通して、大人も含め、いじめといじりの境界線が明確でないことや、いじめSOSの使い方がまだ十分に周知できていないなど、課題として明らかになってきたことがあります。こうした点を独自の取組として予防策に盛り込んでいくために、子ども条例制定自治体の優位性を活かし、学校だけではなく、市全体でいじめ防止の取組につなげていきたいと考えております。

(7) 令和5年と令和6年のいじめ件数は、どの様ですか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

令和5年度の258件に比べ、令和6年度は132件と約半数になっております。

(8) 半減した要因はどのように分析されているか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

スクールロイヤーへの相談や、スクールソーシャルワーカーによるフォローアップ体制が直接的な効果を挙げているのではないかと推察をしております。

また間接的には、学級力向上プロジェクトによる学級会での話し合い活動を通じて、意見が言いやすい学級づくりなどの効果が出てきているものと実感しております。

また、このほかにも、タブレットを活用したいじめSOSにより、いじめかもしれないと心配をした同級生による通報なども早期発見、未然防止につながっているものと考えております。

(9) 学校で起こった子どもの権利侵害に対する仕組みづくりのために、以前に提案した学校ADRや、県外視察等の調査研究の状況はいかがか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

令和6年10月から三重県四日市市で学校ADR（裁判外紛争解決手続き）が立ち上げられたため、行政視察を行いました。本制度の利点といたしましては、専門家が調停に加わっていただることにより、学校としても適切に対応できることが挙げられていました。

2 教育DXモデル都市を目指して

(1) 新たにふるさと納税クラウドファンディングを活用したAIロボットについて、導入はされたのか。導入後の児童生徒の反応はいかがか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

4月上旬に教育支援センター及び各中学校に設置されました校内ハートフレンドに計5台を導入いたしました。AIロボット納入時は、メーカー担当者が指導員に直接取扱説明を行うなど、本市の登校支援事業としてのAIロボット活用へメーカーにも全面協力していただいているところでございます。

また、児童生徒も単なるロボットではなく、新たなメンバーとして関わりを持つことを楽しみにしているところでございます。

(2) 具体的にどのような活用をしているのか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

現時点では、特にプログラミング機能を多く活用しております。例えば、教育支援センターの帰りの会は当番制となっておりますが、人前では話をすることが苦手な児童らが当番の際には、他の児童が協力してプログラミングを行い、AIロボットが代わりに司会を務めていました。

また、正しい英語の発音で声掛けをすると動くといったプログラムが組めるため、英語で話しかけてAIロボットを動かすなど、プログラミング教育と英語教育を組み合わせた取組も行われているところでございます。

(3) AIロボットが登校支援をするきっかけとなっているか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

校内ハートフレンドを初めて利用した生徒で、他の生徒との会話は難しくても、AIロボットと会話することはできたという生徒がありました。これをきっかけといたしまして、翌日以降も校内ハートフレンドを継続的に利用するようになるなど、他の生徒とも徐々に交流を図ることができるようになっており、登校支援のきっかけづくりに一役買っております。

(4) 他自治体やメーカーも注目しているが、その後の状況はどうか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

メーカー公式WEBページで導入経緯をご紹介いただき、本年4月24日には東京ビックサイトで開催された教育総合展エディックス東京におきまして事例発表を行いました。

これまででも、他自治体においてプログラミング授業での活用事例はございましたが、登校支援事業として、児童生徒が登校するためのきっかけとしている点や、財源確保手段としてふるさと納税クラウドファンディングを活用している点などに関心が集まっておりました。

こうした中、5月7日には東郷町教育委員会による校内ハートフレンド視察が行われ、その際AIロボットの導入に至る財源確保を含め、意見交換を行いましたが、改めて注目の高さを実感しております。

3 誰にでも開かれた魅力ある図書館作りについて

(1) 市立図書館が文部科学大臣表彰を受けたが、どの点が評価されたのか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

文部科学省では、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において、特色ある取組を行っている図書館などを対象とした表彰を行っております。

本市が表彰された理由としましては、GIGAスクール構想で導入した学習用タブレットを活用して、令和4年度に学校電子図書館を導入し、同時に市立図書館と学校図書館のシステムを統一することにより、市立図書館が学校図書館をサポートできる体制を構築いたしました。

このような連携の取組が評価され、「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受けたものでございます。

(2) 電子書籍の実績はどのようなようか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

実績につきましては、学校図書館で電子書籍導入後、紙の本の貸出数は令和6年度で約19万冊と前年度からほぼ変わっておりませんが、電子書籍の貸出数は、令和5年度の約22万冊に対し、令和6年度は41万冊と倍近く貸出数が増えております。

(3) 利用者からはどのような声が届いているか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

一例ではございますが「外出した際の待ち時間に、子どもが電子図書館の本をよく読んでいる。」、「重い本を何冊も持つて行かずに済むし、ゲームで時間を過ごすより有意義に過ごせている。」など多くの良かったという声をいただいております。

(4) 読書バリアフリーの取組について伺う。

① 最近、市立図書館で「りんごの棚」コーナーが設置されたが、どのような取組で、どのような経緯で設置に至ったのか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

「りんごの棚」は、視覚障害など読みづらさを感じているなど、特別なニーズのある子どもを対象とした公共図書館サービスの一つとして1993年にスウェーデンの図書館でスタートし、日本でも少しづつ広まってきている取組でございます。

先月の27日に設置しました本市の「りんごの棚」には、紙に印刷された図書や資料だけでなく、特別なニーズのある子どもを対象とした、様々な利用しやすい形式の資料を集めております。

また、設置の経緯ですが、本市の図書館にも、読書バリアフリーの観点から既に大活字本や点字図書、音声で聞けるオーディオブックなど、それらを集めたコーナーはありましたが、今回、図書館司書の発案により、読みづらさを感じているより多くの方にご利用いただき、また障害をもっていない方にも理解を深めていただきたいということで、特に子ども向けの資料も集め、児童コーナーへの設置に至っております。これら資料は、学校への貸出も可能であり、今後は必要に応じて活用を図っていきたいと考えております。

② 読書バリアフリーの観点から、読みづらさを抱える子どもたちにとって、学校図書館に導入された電子書籍はとても有効なアイテムだと思うがいかがか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

電子書籍には、文字の拡大、色の反転、音声読み上げなどの機能を活用できる良さがあり、また障害をお持ちでない方でも電子書籍であれば場所や時間を選ばずに手軽に借りて読めるので、様々な状況、場面においても利用が可能であります。このようなことから、子どもたちにとっても有効なアイテムであると考えます。

③ 市立図書館での電子書籍導入については、どのようにお考えか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

議員ご指摘のとおり、紙の本、電子書籍それぞれの良さがあり、読書をされる方の価値観も様々でございます。

利便性を備えた電子書籍で選択肢が増えることで、より多くの方に本への興味をお持ちいただくこともできるものと考えております。市立図書館への導入につきましては、引き続き研究してまいります。

(5) 市立図書館内に本や文具雑貨などの販売スペースを設置すると聞いたが、どんな目的でどのような内容か。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

図書館の魅力づくりのために、本市図書館の特徴である複合施設であることを活かした取組の一つで、市立図書館の受託業者の提案による実証実験でございます。

その内容といたしましては、図書館正面入口すぐのワークショッピングゾーンに販売スペースを設置し、今月の28日から稼働していく予定でございます。

本や文具、雑貨などの販売を通して、利用者の利便性向上だけではなく、今まで図書館に興味がなかった方への来館のきっかけを作り、来館者の増加を目指すものです。

また、設置や運用にかかる費用につきましては、受託業者側が負担し、本市は場所を提供することとなります。

(6) 魅力ある販売スペースを設置することで来館者の増加を目指すことですが、高校生も興味をもつようなスペースづくりをして来館につなげることで、高校生の本離れに少しでも歯止めをかけられないか。【図書館】

答 弁 生涯学習部長

来館する高校生の多くが、勉強のために学習室を利用してしております。できるだけ本に触れる機会を持っていただけるように、書架の間を通り抜けて進んだ奥に学習室を配置しております。同様に、今回の物販スペースも、正面入口すぐに配置し、外からでも目を引くような棚を置くなどの工夫がされます。

また、勉強に必要な忘れ物をすぐに手に入れられるよう、消しゴムや付箋などの文具も設置されます。

このような工夫や取組を継続することにより、高校生の本離れに少しでも歯止めをかけていきたいと考えております。

7 吉野ゆうと議員 (個人質問)

1 子育て最先端都市・日進へ

(1) 不登校の児童生徒のフリースクール通所支援について

① 昨年度新設したが、年度を通じての実績はいかがだったか。【学校教育課】

答 弁 **学校教育部長**

実績といたしましては1件でございます。補助対象となりました児童生徒は、年度当初から年度末まで、フリースクールを利用されなかった8月を除きます、11か月分の補助金の支給となりました。

② 現状では補助額が少なく、対象世帯には通所が難しい。昨年度の実績や他自治体の動向を踏まえ、補助額の増加はできないか。【学校教育課】

答 弁 **学校教育部長**

本市の補助制度は、フリースクールを利用する児童生徒へ一律に支給するのではなく、特に支援の必要性が高い要保護・準要保護世帯の不登校児童生徒を対象としております。

これは、先進自治体視察とともに、顧問弁護士への法律相談を行い、不登校児童生徒の定義や補助対象、支給先等におきまして、憲法や教育機会確保法などとの整合性を確認したうえで制度設計を行いました。

また、補助額につきましても、不登校児童生徒世帯には支給されない給食費等のいわゆる実費分から算出し、全体事業費を増加することのない補助額としているところでございます。補助額の見直しにつきましては、全体事業費と共に効果検証を行いながら、必要な見直しを進めてまいりたいと考えております。

③ フリースクール通所支援の新設も、事業費を増加させることなく、支給方法の見直しで財源を生み出した。現時点で就学援助事業において改善できることはあるか。

【学校教育課】

答 弁 **学校教育部長**

現在、就学援助費のうち、学校給食費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費につきましては、実費負担分を支給しております。

特に学校給食費につきましては、本年4月より日額制から月額定額制に切り替えましたことから、現物支給の検討を進めております。このことにより、保護者にとっては一時的な金銭負担を減らすと共に、市としましても振込事務軽減や振込手数料の減額につながるものと考えております。

(2) 教育版マインクラフトの導入について

① 各所から本市の事例が注目されているが、どのような状況か。【学校教育課】

答 弁 **学校教育部長**

教育版マインクラフト導入後の進展でございますが、本年4月24日に東京ビックサイトで開催されました教育総合展エディックス東京における事例発表や、教育DX推進自治体賞受賞団体としての教育長インタビューがWEB記事掲載をされたところでございます。

こうした事例紹介を通じて、これまでのアナログな部分にデジタルの良いところを取り入れ、ICTを活用した登校支援や相談体制の構築など、本市の先進事例を広く全国の教育委員会に周知することができました。

② 今年度も継続されると考えるが、どのように取り組む予定か。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

本年度もマインクラフトカップ自治体賞を設置してまいりたいと考えております。今回の受賞名は「日進市本気の町づくり」賞としております。命名の由来でございますが、教育支援センターの児童生徒たち自らが作成をいたしました、マインクラフトカップに参加するメンバーの募集チラシに書かれていた思いの込められた言葉でございます。

③ 子どもたちが自ら募集チラシを作成したこと。改めて実際の児童生徒の変化はどういうか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

教育支援センター指導員に確認したところ、大きな変化として2点挙げられておられました。

1点目は、マインクラフトをしている子どもたちの周りに人が集まり、会話が行われるようになったということでございます。また、来室してすぐに子どもたちの輪の中に入ることができたり、やり方がわからず困っている子がいた場合には進んで教えてあげたり、ゲーム内の決まりごとを話しあったりするといった行動ができるようになりました。

2点目といたしましては、とにかく挑戦してみるようになったということです。他の子の様子をずっと見ているだけだった子どもたちが、タブレットで調べたり、自分から詳しい子に教えを乞うなど、普段受け身であった子が、マインクラフトを通して積極的に交流を図ることができるようになるという変化が見られました。

④ 教育長インタビューにもあったが、校内ハートフレンドなど登校を支援する取組も行っている。昨年度の不登校児童生徒数の変化はあったか。【学校教育課】

答 弁 学校教育部長

登校支援事業を進めていった結果、小中学校共に不登校児童生徒数の減少につながっております。具体的には小学校143人から139人に4人の減少、中学校では154人から145人の9人の減少、合わせますと297人から284人の13人の減少となりました。

減少の要因につきましては、各学校での教職員による継続した取組が一番大きいと考えております。

また、本市独自の取組といたしまして、校内ハートフレンドの設置に併せ、教員経験のある任期付職員を指導員として配置し、学校と連携しながら児童生徒に寄り添った支援を継続して行うことで、学校に登校することができず、教育支援センターにも来室のない児童生徒への支援についても進めることができたことなどが主な要因と分析しております。

(3) 義務教育後の引きこもり等の支援について

① 中学卒業時点で進学先未定の方は何人いるか。【学校教育課】

答弁 学校教育部長

市立中学校の卒業生のうち、進学や就職を除いた人数となります。令和5年度は卒業生962人のうち10人、令和6年度は卒業生927人のうち4人となっております。これらの計上人数には、家事手伝いや外国の学校、また予備校等への入学がございます。

② 進路未定で引きこもっている方がいた場合にはどのようなサポートをしているか。

【学校教育課】

答弁 学校教育部長

進学や就職を除いた生徒の皆さんには、他に挑戦したいことがあり積極的に進学・就職を選択されない生徒や海外留学等もございます。こうした中、各中学校におきましては、学級担任にとどまらず学年主任や進路指導主事も加わり、進路相談を行っております。

また、ご家庭の事情がある場合には、スクールソーシャルワーカーが進路相談に加わる場合もございます。

令和6年度時の卒業生につきましては、4人のうち2人は海外転居や留学、また残りの2人につきましては家事手伝いという状況でございます。この家事手伝いのうち1人はご家庭で経営する事業に従事しており、もう1人は保護者と共に多様な選択肢を検討した結果、一旦自宅にて本人のペースで社会とのつながりを模索するということでございます。

8 山田久美議員 (個人質問)

1 学校等の建替えについて伺う

(1) 西小学校の移転に伴う建替えについて候補の予定地は確定したのでしょうか。今後のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

西小学校の移転先につきましては、「日進西中学校に近接する場所」に決定しております。

スケジュールにつきましては、今年度中に基本構想・基本計画を策定し、その後、基本設計、用地測量に着手してまいります。

(2) 「日進西中学校に近接する場所に決定しております」と言われました。場所については決定したということでよろしいでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

場所につきましては、昨年度開催しました小中学校適正規模等検討委員会からの提言を受け、教育委員会での承認を経て「日進西中学校に近接する場所」に決定しております。

(3) 用地の購入については、どのようになっていますか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

用地につきましては、今後購入してまいります。

(4) 校舎の規模・運動場・校舎の構造については、どのようになるのでしょうか。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

校舎や運動場の規模、構造等につきましては、今年度策定する基本計画において、様々な条件を加味しながら検討してまいります。

(5) 西小学校児童の保護者にご意見を頂きたいとのアンケートを実施されましたが、アンケートの内容はどのようにだったのか。集約はできたのか伺います。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

アンケートにつきましては、新しい学校に必要と思われる施設や機能、現在の西小学校の良いところや改善が必要なところ、また地域との関わり方などについてご意見を伺ったものでございます。結果につきましては現在集約しているところでございます。

(6) 西小学校に自校調理ができるよう調理室を造っていただきたいと考えますがいかがでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

本市では、第二次日進市教育振興基本計画において、共同調理場方式による学校給食事業を継続するとしております。議員ご指摘の点について、自校調理における有効性は認識しておりますが、現状の方針においては西小学校を自校調理とする予定はございません。

(7) 放課後子ども教室・公設児童クラブについては移転に伴いどのようになるのでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

放課後子ども教室や公設児童クラブについては、移転先にも設置することになると考えておりますが、現在のように別棟とするのか、校舎内に併設となるのかは、今後、他の機能と調整を図りながら検討してまいります。

(8) 西小学校での現状はパンク状態となっており、これからも児童が増えることも予想されます。そのことについても考慮されるということでおろしいでしょうか。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

西小学校の現状も認識しております、また、昨年度実施した小中学校適正規模等検討委員会における推計では、将来の児童数の増加も想定されておりますので、その点も考慮しながら検討を行ってまいります。

(9) アレルギー対応専用の建物を建てていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

アレルギー対応専用の施設を作る予定はございませんが、現状においても、アレルギー対応は行っております。

(10) 現状のアレルギー対応とはどのようなことでしょうか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、事前に保護者から提出いただきました「学校生活管理指導表」により、保護者と面談のうえ、給食で食べることができるものやそうでないものを把握し、配膳から片付けまで注意しなければならないことなどを、担任を中心となって、毎日の給食の対応を行っております。

また、給食提供の前月に、食材の詳細を記載した献立表と配膳図一覧表を送付させていただき、事前に保護者から食べることができるもの、できないものの確認を行っております。

(11) 今まで何も問題なく食べていたものが突然食べた時に口がかゆくなったり、何らのアレルギー反応が出た場合はどのような対策をされるのでしょうか。

【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

学校内におきまして、食物アレルギーの既往がない児童生徒が突然アレルギー症状を発症した場合におきましては、学校管理職員や養護教諭による相談のうえ、一刻を争う場合などには、速やかに救急車の要請を行うこととなります。

9 ごとうみき議員 (個人質問)

1 スポーツ施設等の値上げの影響、施設改善について

(1) 値上げによる利用者、市民への影響をどのように捉えていますか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

今回の使用料の改定につきましては、公共料金の基本的な考え方に基づきまして、受益者負担の適正化を図るために行ったものでございます。

(2) 市民への影響の調査はどうでしょうか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

今後の使用料改定後の利用者の予約状況など確認してまいります。

(3) 意見を聞かずに値上げし、利用できなくなるという施設運営ではいけません。今後の料金見直しに教訓とすべきではないでしょうか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

今後の使用料の改定につきましては、公共料金の基本的な考え方に基づきまして、適切に行っていくものと認識しております。

(4) 値上げによる利用者の変動、影響をどのように想定していますか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

値上げによる利用者の変動、影響額は具体に想定しておりませんが、昨年度の4月から6月と本年度の4月から6月の予約状況はほぼ同じとなっております。

(5) 事前予約の状況はどのようですか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

事前予約ですが、総合運動公園のテニスコートを例にしますと、今のところ、令和7年7月の予約状況は約56%となっております。

(6) 昨年7月の予約状況と比べてどうですか。他の施設はどのようか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

令和6年7月の予約率は約65%ですが7月が終わってからの予約率です。令和7年7月につきましては、今現在の予約率であり、一概に比較することはできません。

総合運動公園の他の施設の7月の予約率は、今のところ、スポーツ広場は昨年度より15%ほど高く、野球場は20%ほど低い状況でございます。

(7) 料金改定を踏まえ、指定管理の支出見直しの必要などもあるのではないかでしょうか。

【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

令和4年度から令和8年度の指定管理期間中につきましては、料金改定を踏まえた収支による指定管理料の変更はございません。

(8) 料金改定分の収入増で対応できるのか。値上げの影響により利用者が減って、運営が大変になることだってあり得るのではないでしょうか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

水道料金など物価上昇分については指定管理者とのリスク分担上、指定管理者の負担となるため、指定管理料に影響はございません。

使用料改定に伴う差額収入につきましては精算対象になりますが、利用者が減ったことによる収入減少につきましては、年度協定において「補填に関する協議を行うことができるものとする。」と規定されております。

(9) 料金値上げに伴う、施設の改善計画などはどうでしょうか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

使用料の改定に伴うものではございませんが、総合運動公園のテニスコートの改修等を予定しております。

(10) 上納池スポーツ公園の駐車場についてはどうですか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

上納池スポーツ公園の駐車場につきましては、土曜、日曜に一時的に利用者の入れ替え時に滞留すると伺っております。

団体の利用者が個々に車を利用することで、台数が増えていることも大きな原因と考えますので、可能な限り乗り合わせていただくようにお願いしてまいります。

(11) いつごろから、駐車場不足が起こっていますか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

令和7年3月頃から、増えてきていると指定管理者から伺っております。

(12) 上納池スポーツ公園は、団体利用ではない方も車でくるのではないか。また、体育館のみで、最大何団体、何人の利用なのでしょうか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

個人の方でも車で来場される方はおります。また、最大の利用者数等につきましては、利用される団体様の種目や利用の方法によって異なってまいりますのでお答えできかねます。

(13) 40台の駐車場では足りないのが現状です。上納池スポーツ公園敷地内や隣接地に新たな駐車場を作る、もしくは、隣の南部浄化センターの駐車場を時間限定でも借りられないか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

必要に応じ、何らかの対応等調査研究してまいります。

2 安心安全な給食の確保のために一給食センター予算を増やし施設改善、処遇改善を
(1) 米不足ですが、給食提供の日進産米は今まで通り確保できますか。値段の変更など
もあれば示してください。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

学校給食にて提供している米飯につきましては、学校給食用物資の安定供給に関する事業を行っております公益財団法人愛知県学校給食会から年間を通じて日進産のごはんを購入しております。なお、値段の変更についてはございません。

(2) 日進産のお米で週4回以上のごはん提供ができる分を確保されている、ということですね。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

確保いただいていると伺っております。

(3) 給食センターの1日当たりの最大調理食数は何食ですか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

1日当たりの最大調理食数は、令和6年度、7年度ともに約9,800食となっております。

(4) 今後の食数増加にも対応できるのでしょうか。また、市として小中学校の給食は今後も提供し続けるということに変わりはないですね。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

市内小中学校の児童生徒数の人口推計では、令和7年度をピークとして減少となる予定で推移しておりますことから、対応可能と考えております。

なお、小中学校の給食につきましては、今後も提供してまいります。

(5) 他自治体と比較して、衛生面や今後のアレルギー対応なども考慮すると、十分な施設規模とはいえないのではないでしょうか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

本市の学校給食センターでは、提供食数1万食に対応できるための厨房機器の大きさや数量を考慮した施設規模となっております。調理に当たりましては、国のガイドラインやマニュアルに基づいた衛生管理やアレルギー対応を行っております。

(6) 今アレルギー対応調理室を持つ給食センターも増えてきています。日進でもスペースと人員配置が必要ではないでしょうか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

本市でのアレルギー対応につきましては、学校と教育委員会で組織する食物アレルギー対応委員会で作成しました「食物アレルギー対応マニュアル」に基づいた対応を引き続き行ってまいります。

(7) 目進市は、文科省の「学校給食における食物アレルギー対応レベル」の何段階中どこにあたりますか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

アレルギーのある児童生徒の保護者の皆様には、給食提供の前月に、食材の詳細を記載した献立表と配膳図一覧表を送り、事前に保護者から食べることができるもの、できないものの確認を行っていただいており、4段階のうち詳細な献立表対応を行っているレベル1となります。

(8) 今後、ニーズに合わせて、アレルギー対応レベルをさらに改善していくという考えはありませんか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

引き続き、学校、保護者の皆様と連携してアレルギー対応の取組を進めてまいります。

(9) 学校給食衛生管理基準に基づき、巡回やアンケートなどの実態把握はなされているのですか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

年に1回、保健所による衛生監視が行われており、衛生管理状況について確認を行っております。また、公益財団法人愛知県学校給食会の検査課におきましても、定期的に食材・食器の微生物検査等を行っているところです。

(10) 結果はどうだったのでしょうか。また、市として調理員へのアンケートはされていますか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

保健所からのご指摘といたしましては、調理員が記載する健康チェック表の一部記載におきまして、ボールペンなどではなく鉛筆で記載されていた点について、また、洗浄室の床・壁に一部はがれた部分があることから修繕要望の2点のご指摘をいただきました。

なお、1点目につきましては改善を済ませており、2点目につきましては、床の修繕は対応済みで、壁につきましても対応検討中でございます。

また、調理員の方からは、気になる点があれば隨時、報告をいただいている。

(11) 調理員が使うトイレの一部が、見学者の方も使われている、ということもありますが、調理員専用にならないでしょうか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

調理員の専用トイレといたしましては、更衣室の隣に確保しております。なお、見学者などにつきましては、1階の共用トイレを利用いただくよう工夫してまいります。

(12) 西小学校の新校舎建設の際に給食室を作つてはいかがでしょうか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

給食センターとしましては、基本方針として共同調理場方式を継続することとしている

ことから、西小学校での給食室の設置は考えておりません。

(13) 今まではアレルギー対応は進まず、老朽化のリスクも大きくなる。同時にエアコン設置など、施設面での改善が必要ではないでしょうか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

安全衛生に配慮しました労働環境づくりに向けて、施設で働く栄養教諭や調理員の皆様からの意見を踏まえながら、体温の上昇を防ぐスポットクーラーの設置や作業の間に定期的かつ十分な休憩時間を取り入れるなど、施設面だけでなく、業務内容の改善についても積極的に取り組んでおります。

(14) 働いている方からどのような意見が寄せられていますか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

調理員の方々からの意見としましては、主に暑さ対策についてのご意見をいただいております。

(15) 暑さのために辞めたという人もいるとのこと。ここ数年、毎年労災事故の報告もあります。現状はどのようですか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

熱中症等暑さによる労災申請につきましては、令和4年度以降1件もございません。

(16) 体調不良などの報告や調理業務中の休憩を余儀なくされたケース、早退なども実態はあるのでしょうか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

調理作業過程による暑さを起因とした体調不良の訴えについては伺っておりません。

(17) 今後の対応はどのようにですか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

今後も引き続き調理員の方からのご意見を伺って適宜対応をしてまいります。

(18) 給食センター職員体制について、調理員不足の現状、また、安定雇用のための処遇改善はどのようにですか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

給食センター職員の体制につきましては、必要な提供食数に対応することができる職員配置を行えるように、委託事業者において必要に応じたご対応をいただいておりますとともに、安定雇用のための処遇改善につきましても、適切にご対応いただいているものと認識しております。

(19) 調理員が足りない、以前より少なくなった時間帯や業務があるのではないか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

委託事業者からは、調理員が不足している状況はない伺っております。

(20) 調理員の時給、給料は、近隣市町と比べてどのようなのでしょうか。

【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

こちらでは把握をしておりませんが、地域の雇用状況に則した設定をしていただいているものと考えております。

(21) 市として地域の雇用実態に即した適切な給料の目安はいくらだと考えますか。

【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

給料の目安につきましては、各事業者が地域の雇用状況に即して判断するものと考えております。

(22) この間、公務員の給料は上がっていますが、給食調理員の時給や手当は同じぐらいの比率で上がっているのでしょうか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

異なる業種間の給与の比較等については、把握をしておりません。雇用条件は、あくまで各事業所において適切に判断するべきものと考えております。

10 白井えり子議員 (個人質問)

1 オーガニック給食を保育園給食から始め、小・中の給食に拡大はいかがか

(1) 保育園ができれば、小学校、中学校の給食もオーガニック給食に拡大ができるのではないか。【学校給食センター】

答 弁 学校教育部長

小中学校でのオーガニック給食につきましても、関係機関と連携しながら、市内農家の生産状況を確認しつつ、引き続き購入をしてまいります。

1 1 島村きよみ議員 (個人質問)

1 なぜ日進市の公共施設使用料は高いのか

(1) 高額な使用料のテニスコートについて、同じく建設コストを算定に入れている自治体と比較しても使用料が高額になるのはなぜか。指定管理者への委託費内的人件費が高いということはないか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

テニスコートの使用料につきましては、本市の「公共料金の基本的な考え方」を基にして算定しております。過去3ヶ年分の市内テニスコートに係る維持管理経費の平均を基に、受益者負担率を乗じて、激変緩和措置としての上限額で時間当たりの使用料を算出しております。

他の自治体と比較して使用料が高い状況であると確認しておりますが、施設の設備などの状況に違いがあり、単純比較は難しく、一概に高いとはいえないと考えております。また、他の自治体の使用料の詳細については把握しておりません。

指定管理者への委託費内的人件費につきましては、維持管理に必要な人数と単価で積算して募集しておりますので、適正なものと考えております。

また、テニスコートの維持管理経費における委託料は、施設全体利用人数のうちテニスコート利用人数の割合を乗じて算出しております。

(2) オムニコートとオムニ以外の料金差が390円もあります。オムニコートは委託費が高いこと、減価償却費が約4倍になっていることが影響しているようですが、なぜこのような差があるのですか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

オムニコートがありますのは、上納池スポーツ公園、総合運動公園、西山テニスコートとなります。また、オムニコート以外は総合運動公園、香久山テニスコート、藤島テニスコートになります。

オムニコートとそれ以外の使用料を算定する際、委託料はそれを含む施設の年間利用人数のうち、当利用人数の割合を乗じて算出しておりますので、利用人数の多いオムニコートの委託費が高くなっています。

減価償却費につきましては、それを含む施設全体の土地、建設コストなどの合計から算出しておりますが、オムニコートのある施設の建設コスト等が高いため、その分オムニコートの減価償却費が高くなります。

(3) スポーツセンタートレーニング室は、使用料の算定の原価に減価償却費約2,200万円が含まれている。これはトレーニング室の減価償却費なのか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

トレーニング室の減価償却費となります。この減価償却費につきましては、スポーツセンター全体の年間利用人数のうちトレーニング室の利用人数の割合を全体の減価償却費に乗じて算定しております。

(4) 令和5年度のスポーツセンター全体の減価償却費はどれだけで、トレーニング室の利用人数の割合は全体に対してどれくらいでしたか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

スポーツセンター全体としての減価償却費は約7,500万円です。スポーツセンター全体の年間利用人数は259,008人で、トレーニング室の年間利用人数は64,328人で、その割合は約24.8%となります。

(5) 現在の算定式は、トレーニング室を利用する人数が多くなればなるほど、使用料は高くなっていく計算になる。スポーツセンターの年間利用人数にはイベント時に入館した人数も含まれていますか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

イベント時の人数も年間利用人数に含まれております。イベント時に入館した人数は、それぞれのイベント主催者から確認した人数となります。

(6) 今回の使用料改定の算定に減価償却費を含まなかつたとすると、トレーニング室の使用料は1回いくらになりますか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

1回あたりの使用料は市内利用者がおよそ530円、市外利用者はおよそ710円となります。

(7) 利用者数、利用率の把握は重要と考える。例えばテニスコートとスポーツセンタートレーニング室の平日、休日での利用者数、利用率の違いはどのようか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

それぞれのスポーツ施設の利用者数と利用率は把握しております。例えば総合運動公園の2024年度のテニスコートの平日の利用者数は年間15,461人、1日あたり約77人、利用率は約50%であり、休日での利用者数は年間15,507人、1日あたり約136人、利用率は約92%であります。

スポーツセンタートレーニング室の2024年度の平日の利用者数は年間43,796人、1日あたり約218人で、休日の利用者数は年間25,962人、1日あたり約228人であります。

(8) テニスコートは平日の利用率は休日の半分です。利用率を高めるため、平日を安くすることはできないでしょうか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

平日と休日の使用料金の設定の変更の予定はございません。

(9) 利用率の違いが顕著であり、かつ都市公園条例第23条により指定管理者が設定できます。平日の料金引き下げは可能ですか。【学び支援課】

答 弁 生涯学習部長

都市公園条例第23条及び指定管理者との基本協定書において、本市条例に規定する利用料金の範囲内で指定管理者から提案があった場合、制度上可能でございます。

1 2 坂林たくみ議員 (個人質問)

1 学校の新設を

(1) 市内小中学校は県内他自治体に比べ大規模、過大規模化しています。赤池地域のアンケートでは小学校がもう1つ「必要だと思う」が77%でした。特に小学校の規模が県内で大きいことは、学校新設の遅れではないですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

学校規模の適正化につきましては、本市の基本方針に基づき、適切に対応を進めてまいります。

(2) 赤池小学校と西小学校、日進西中学校の児童・生徒数とクラス数はそれぞれどれだけですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

令和7年5月1日現在で、赤池小学校が児童数921人・27クラス、西小学校が児童数801人・25クラス、日進西中学校が生徒数890人・24クラスでございます。

(3) 児童生徒数はそれぞれ増えていき、推計では5年後に赤池小学校が32クラスの過大規模校、西小学校が30クラスの大規模校、日進西中学校が29クラスの大規模校になるということでおよろしいですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

推計上では、そのようになる可能性はございます。

(4) 先ほど、学校規模の適正化は基本方針に基づきしていかれるとのご答弁でしたが現状は基本方針に基づいて対応されているということですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

そのとおりです。

(5) 適正化の対応をしていて、赤池地域のアンケートでは小学校がもう一つ「必要だと思う」という回答が寄せられました。現状の対応には問題、課題があることを示しているのではないですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

学校規模の適正化につきましては、状況に応じて、適切に対応を進めてまいります。

(6) 不登校が全国的に増えています。本市も例外ではなく、不登校に対応するには大規模、過大規模の学校はふさわしくないのではないですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

不登校の要因は様々であり、学校規模に関わらず、今後も不登校児童生徒への支援体制を整え、対応してまいります。

(7) 文部科学省は、学級規模が小さい方が不登校が少ないことを確認しています。ご存知ですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

35人学級に移行する際のデータは承知しております。

(8) 学校規模が大きいほど、学級規模の下限が上がることは確認できますね。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

下限値は上がるかもしれません、1学級あたりの人数は、当該学年の児童生徒数によって変動します。

(9) 学校規模が大きい方が、不登校が多くなる可能性が高まるなどを認めますか。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

不登校の要因は様々でございまして、一概には申し上げられません。本市としては、学校規模に関わらず、今後も不登校児童生徒への支援体制を整え、対応してまいります。

(10) 学校規模が大きいことを、様々な不登校の要因の1つとして考えないのでですか。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

不登校の要因は様々であり、一概には申し上げられません。

(11) 検討委員会での発言から、赤池小学校の過大規模化の対策として、大規模校である西小学校へ子どもたちを移すということをお考えなのでですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

ご指摘の点については何も決まっておりません。

(12) 赤池小学校の過大規模化対策として西小学校へ子どもたちを移すことができるようすることは、西小学校を日進西中学校の隣に移転する動機ではないということですね。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

そのとおりです。

(13) 日進西中学校の隣に西小学校を移設し、一部の施設を共用することを方針として示しているが、具体的に何を共用するのか決まってきたでしょうか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

今後、基本計画等において検討してまいります。

(14) 学校運営上の困難や教職員の皆さんとの多忙化になるような共用はすべきではないと考えますがいかがですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

学校運営上の困難や教職員の多忙化につながらないよう検討してまいります。

(15) 新しい学校が必要だと住民の声を受け止め、学校新設が必要ですか。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

学校規模の適正化につきましては、本市の基本方針に基づき対応を進めており、新設は考えておりません。

2 西小学校の建替えは現在地で

(1) 浸水想定区域への移転であることについて、文部科学省の手引では「相対的に洪水等の浸水による影響が少ない場所を選ぶことが重要である」とあり、これに沿うべきではないですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

移転先につきましては、「児童への影響」、「教育環境の充実」等について総合的に勘案した結果、日進西中学校に近接する場所に決定しております。ただし、浸水想定区域になつておりますので、法令等に従って必要な対策を講じてまいります。

(2) 「児童への影響」と「教育環境の充実」とは具体的にどういうことですか。

【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

工事期間中の騒音等の影響、また、小中併設校に近い教育環境が整備されることなどが挙げられます。

(3) 浸水想定区域を避けるということは優先事項ですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

浸水想定区域である点も含め、様々な観点から総合的に判断したものでございます。

(4) 現在地での建替えは騒音等による授業への影響があり、日進西中学校隣への移転の場合は影響なしと判断されていますが、日進西中学校の授業への影響について資料に書かれていません。どのように考えていますか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

建設の際には、騒音等の影響ができる限り少なくなるよう、学校及び事業者と十分に調整して工事を行ってまいります。

(5) なぜ、日進西中学校の生徒たちへの影響について、西小学校を現在地か移設かを検討するときの資料に書かなかったのですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

工事で最も大きな騒音等が発生するのは、校舎等の解体時であるため、西小学校の児童への影響を特に考慮したものでございます。

(6) 現在地での建替えは高低差対応が必要とされていますが、市内小中学校で高低差のない学校はどれだけありますか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

学校施設とグラウンド敷地で高低差が比較的小さいのは、西小学校、梨の木小学校、赤池小学校、日進中学校、日進西中学校、日進東中学校の6校でございます。

(7) 半分は高低差があるということです。学校施設を造るとき、土地の高低差を活用することを文部科学省は認めているのではないですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

土地の高低差があっても、学校建設自体は可能と考えます。

(8) 通学路について、通学ルート、通学距離、交通安全、渋滞の検討はされていますか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

通学路については、今後検討を行ってまいります。

(9) 今からでも移転した場合の通学路について検討し、課題について市民に示す必要があると考えますがどうですか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

通学路については、今後検討を行ってまいります。

(10) 建替えについて、子どもたちの意見を聞かれましたか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

基本構想・基本計画の策定に際し、学校機能の検討のため、子どもたちの意見も聴取する予定でございます。

(11) 移設をすることについて、子どもたちの意見を聞かれましたか。今後聞く予定はありますか。【学習政策課】

答 弁 生涯学習部長

移転に関して直接意見は伺っておりません。また、改めて聞く予定はございません。

[資料 No.2－1]

後援等名義使用許可一覧

審査会にて審査した結果、以下のとおり教育委員会の後援名義の使用を許可しましたので報告します。

審査会開催日 令和7年5月19日（月）～5月26日（月）【電子会議】
 令和7年5月23日（金）～5月29日（木）【電子会議】
 令和7年5月30日（金）～6月5日（木）【電子会議】
 令和7年6月5日（木）～6月12日（木）【電子会議】
 令和7年6月13日（金）～6月19日（木）【電子会議】

No	許可決定日	事業名	申請者	実施日	参加費	目的	新規申請
1	2025/5/29	令和7年度愛知県児童福祉施設入所児童卓球大会	愛知県児童福祉施設長会 会長 中屋 浩二	2025/8/19	有料	卓球を通じて児童福祉施設に入所している児童達の親睦を深め、努力の大切さや仲間を思いやる気持ちを育てるもの。	
2	2025/5/29	2025 AICHI FENCING FESTIVAL 第64回中日本フェンシング選手権大会	愛知県フェンシング協会 会長 後藤 泰之	2025/6/14～ 2025/6/15 2025/7/6	無料	フェンシングの試合観戦のみではなく試合終了後に日本代表選手にも協力いただきフェンシング体験会等を実施し、その体験を通じて子供たちに自分の知らないことへの挑戦や今頑張っていることを継続することの大切さを学んでいただくもの。	
3	2025/6/5	初夏のふれあいフェスティバル2025	私学をよくする愛知父母懇談会 日東ブロック 代表 和田 峰一	2025/6/21	有料	地域における教育の振興のため、私学の生徒・父母・教職員の活動により寄与するもの。	
4	2025/6/5	第36回愛知サマーセミナー	愛知サマーセミナー実行委員会 実行委員長 宮下 重和	2025/7/19～ 2025/7/21	無料	「生きる力」を多彩に学ぶ場を、広範な教員・父母・生徒・市民の協力により創造し、地域の生涯教育活動の高揚のため。	
5	2025/6/5	【体験イベント】乗ってみよう！ドキドキワクワクはたらくクルマ	トヨタ自動車（株）トヨタ博物館 館長 榊原 康裕	2025/8/8～ 2025/9/28	有料	日常では体験できないクルマとの出会いや乗車体験を通じ、車を身近に感じてもらい、また家族や友人などとのクルマを通じたコミュニケーションを促すもの。	
6	2025/6/10	2025白山宮ジュニアアチャレンジ	一般社団法人階段普及推進協会 代表理事 奥野 晋一郎	2025/9/27	無料	「白山宮」の参道石段を利用させてもらい、地域の活性化を目指し、次世代の子どもたちが健康的に運動（競争）し、社会性を育んでもらうもの。	○

No	許可決定日	事業名	申請者	実施日	参加費	目的	新規申請
7	2025/6/10	令和7年度文化庁伝統文化親子教室事業「和装・作法教室」	和装・作法教室あさがお会 会長 岡部 康男	2025/7/19～ 2025/9/6	無料	子どもたちの伝統文化への関心を高め、理解する機会の増加を目的とするもの。	○
8	2025/6/16	多文化理解新発見講座 「ここが不思議！外国人から見た、日本語&日本文化【実践編】」	日進市国際交流協会 会長 杉浦 薫枝	2025/7/12	無料	日本語を学び、日本で生活している外国人が、どんなことに戸惑っているのか、また、なぜ戸惑ってしまうのか。言葉や文化・習慣の違いなど、身近な事例とワークで考えるもの。	
9	2025/6/16	「税の標語」の募集	昭和間税会 会長 大久保 盛史	2025/6/20～ 2025/12/31	無料	中学生への租税教育活動の一環として、「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでいただき、税の使い道等を標語で表現することで、より理解を深めていただくもの。	
10	2025/6/25	食育イベント「おそとのフードマーケットbyこだわりん」	こだわりん・おそとの食育イ ベント実行委員会 代表 柚植 千佳	2025/11/9 2026/3/8	無料	食育をテーマに、食べものの背景にある生産者や現場のことを見る機会を作り、食に対する学びを深めることを目的としたもの。 子どもたちが食に対する広い視野と知見を得ることで、好き嫌いなく食べる、残さず感謝して食べる、という日々の行動ベースを育むことを目的とするもの。	
11	2025/6/25	2025年度スポ協まつりアウトドアすぽーつ体験会	日進市スポーツ協会 会長 森 健司	2025/9/28 予備日 2025/10/12	無料	日進市民及びアウトドアスポーツ団体の教室を開催し、市民及び参加者のスポーツ技術の向上、体力、健康増進、市民交流を図り、日進市のスポーツ文化を活性化させ、同時に市民生活の質の向上を図るもの。	
		以下余白					

[資料 No.2－2]

後援等名義使用実績報告一覧

教育委員会の後援名義の使用実績について報告します。

(実績報告受付期間 令和7年5月20日から令和7年6月18日まで)

No	実績受付日	事業名	実績報告者	実施日	参加者数	新規申請
1	2025/5/20	日進児童合唱団第15回定期演奏会	日進児童合唱団 代表 浅野 仁美	2025/4/13	930人	
2	2025/5/22	第45回愛知県聴覚障害者体育大会	日進・長久手・東郷聴覚障害者協会 会長 佐藤 孝祐	2025/4/13、 2025/4/20	243人	
3	2025/6/6	陶芸連盟展示会	日進市陶芸連盟 特任副会長兼相談役 浅井 末勝	2025/5/10～ 2025/5/11	620人	
4	2025/6/6	第38回日進市写真連盟展	日進市写真連盟 会長 岡崎 次男	2025/5/17～ 2025/5/18	350人	
5	2025/6/6	日進市手工芸連盟展	日進市手工芸連盟 会長 海野 恵子	2025/5/17～ 2025/5/18	350人	
6	2025/6/6	水石・盆栽連盟展	日進市水石・盆栽連盟 常任理事 小川 清市	2025/5/24～ 2025/5/25	310人	
7	2025/6/11	第38回日進市岩崎城春まつり	日進市商工会 会長 志水 佳三	2025/4/6	11,000人	
8	2025/6/13	第59回日進市グラウンド・ゴルフ大会	日進市グラウンド・ゴルフ協会 原 秀雄	2025/5/30（予備日 2025/6/6）	135人	
9	2025/6/17	Nisshin Wind Orchestra第7回定期演奏会	Nisshin Wind Orchestra 向江 真太朗	2025/5/6	456人	
10	2025/6/18	芸能連盟第45回日進市芸能大会	日進市芸能連盟 会長 近藤 繁生	2025/6/1	397人	

[資料 No.3]

7月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学習政策課

コミュニティ・スクール導入に係る学校運営協議会の設置

地域とともにある学校づくりを目指す取組として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、地域学校協働活動と一体的に推進しています。

令和7年度は学校運営協議会が以下の2校において本格的に始まりました。開催日程や議事録は各校ホームページに掲載しています。

梨の木小学校 第1回運営協議会 6月 4日（水）委員11名でスタート
日進中学校 第1回運営協議会 6月10日（火）委員14名でスタート

7月11日（金）・12日（土） 日進市立西小学校改築基本構想・基本計画に係るワークショップ

西小学校を移転し、新しい小学校を建築するための基本構想及び基本計画を策定するにあたり、地域のみなさまの意見を反映するためのワークショップを開催しました。

第1回 令和7年7月11日（金）午後 7時から午後 8時30分まで 7名参加
第2回 令和7年7月12日（土）午前10時から午前11時30分まで 10名参加

[資料 No.4]

教育委員会事務局報告

教育委員会に関する情報公開の請求がありましたのでご報告します。

申請日	令和7年5月28日
公開日	令和7年6月20日
申請者区分 (個人・団体)	個人
担当課	学び支援課
請求内容	日進市民会館及び日進市ふれあい工房 指定管理者業務 ・事業計画書（今期） ・事業報告書（R6年度） ・収支決算書（R6年度） ・光熱水費及び使用量（R6年度） ・人件費詳細内訳（R6年度） ・委託費詳細内訳（R6年度） ・維持管理業務：具体的な業務仕様の提示
開示文書	【部分公開】 日進市民会館及び日進市ふれあい工房 指定管理者業務 ・事業計画書（令和7年度） ・事業報告書（令和6年度） ・維持管理業務にかかる仕様 ・人件費内訳 【非公開部分】 個人情報及び法人情報

[資料 No.5]

7月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学び支援課

6月4日（水） 第1回社会教育委員会

令和7年度の社会教育関係の事業概要について事務局から説明し、ご意見、ご提案等をいただきました。また、県社会教育委員連絡協議会等の活動日程について報告しました。

6月7日（土） 盆おどり講習会

日進市スポーツセンターにて、文化協会の協力を受け、地域の伝承文化である盆踊りの振興を図るため盆おどり講習会を開催しました。約170名の参加者があり、講師の熱心な指導のもと、新にしぜんおどりをはじめ新曲を含む5曲を踊りました。

6月8日（日） 歌謡連盟・歌謡発表会

日進市民会館にて歌謡発表会が開催され、会員の日頃の練習成果として舞台発表が行われました。

6月14日（土）～6月15日（日） 美術連盟展

日進市民会館にて美術連盟展が開催され、会員の活動成果として多数の作品が出品されました。

6月17日（火） 日本クリケット協会によるクリケット用具の寄贈について

2026年アジア・アジアパラ競技大会（愛知・名古屋大会）の競技種目に「クリケット」が仮決定されたことに伴い、日本クリケット協会事務局長 宮地 直樹 様、事務次長 藤 哲郎 様が、日進市長および日進市教育委員会教育長を訪問し、クリケットの魅力と今後の大会に向けての取り組みについてお話しいただき、教育委員会に用具2セットを寄贈されました。

6月21日（土）～6月22日（日） 書道連盟展

日進市民会館にて書道連盟展が開催され、会員の活動成果として多数の作品が出品されました。

[資料 No.6]

7月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：図書館

5月27日（火） 「りんごの棚」コーナーを設置

視覚障害など読みづらさを感じているなど特別なニーズのある子どもを対象とした公共図書館サービスの一つとして、1993年にスウェーデンの図書館でスタートし、日本でも少しづつ広まっている取り組みである「りんごの棚」について、図書館司書の発案により特に子ども向けの資料を集めた形で児童コーナーに設置しました。

6月19日（木）～26日（木） 特別整理期間

8日間全館休館し、蔵書点検や不明本の探索、特殊清掃等通常の開館時では行えない業務を集中して実施しました。

6月26日（木） 第1回図書館協議会

令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画等の報告をしました。各委員から事業内容について、ご意見をいただきました。

6月28日（土） 図書館内ショップ「TOSHOOP（トショップ）」の実証実験開始

図書館として本を借りる場所だけにとどまらず、市民の方が集い、文化をはぐくむ場所として、様々な方の居場所になることを目指し、図書館運営業務受託者の提案による実証実験として本や文具雑貨などを販売する図書館内ショップ「TOSHOOP（トショップ）」を設置しました。

7月12日（土） 「どうぶつがいっぱい！親子で英語の絵本を楽しもう！」

本事業は名古屋外国語大学との連携事業で、大学の先生・学生・留学生の方々が市内の親子を対象に、英語の絵本の読み聞かせや手遊び歌や折り紙工作などを通じて、多様性について一緒に考えました。

参加者：市内在住3歳～小学2年生及びその保護者
①名古屋外国語大学・名古屋学芸大学 中央図書館1階

7月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学校教育課

小学校運動会
6月5日（木） 南小学校
野外活動
6月16日（月）～17日（火） 日進東中学校 [行先] 休暇村近江八幡
愛日地方教育事務協議会 学校訪問（日進中学校青葉分校、竹の山小学校、日進西中学校）
6月9日（月） 日進中学校青葉分校 6月16日（月） 竹の山小学校 6月26日（木） 日進西中学校
6月20日（金） 第1回教育支援委員会、第1回特別支援教育連携協議会
<p>教育支援委員会では、令和7年度の日進市小中学校特別支援教育計画を示し、活動内容が承認されました。また、教育支援専門委員である各校の教務主任から特別支援学級に在籍又は今後その可能性のある児童・生徒の状況を報告し、出席された教育支援委員から指導・助言がありました。</p> <p>特別支援教育連携協議会では、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う方策について協議しました。出生から就労まで、ライフステージに沿った支援と機関相互の連携の重要性について、委員の方々から発表・助言がありました。</p>

[資料 No.8]

7月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学校給食センター

6月24日（火）第1回食物アレルギー連絡協議会

全小中学校のアレルギー担当教員等が集まり、食物アレルギー対応マニュアルの改正内容を検討し、また、学校現場におけるヒヤリハット事例の検討・情報共有を行いました。今後、アレルギー専門医を含む食物アレルギー対応委員会において、さらに協議しマニュアル改正を行う予定です。

7月1日（火）第1回学校給食センター運営委員会

学校給食の充実向上を図ることを目的に開催し、令和7年度の事業内容などについて各委員から参考になるご意見をいただきました。

教育委員会行事予定表

令和7年7月17日(木)から令和7年8月6日(水)まで

日程		行事内容	場所
7月17日	木	おいしい給食体験会 第2回日進市教育振興基本計画策定委員会	学校給食センター 市民会館
7月18日	金	小中学校1学期終業式 中部大学連携講座「歴史から読み解く中国のいま」第2回	市民会館
7月19日	土		
7月20日	日		
7月21日	月		
7月22日	火		
7月23日	水	第2回教育委員会事務点検評価会議	日進市役所
7月24日	木		
7月25日	金		
7月26日	土	読書感想文書き方講座	図書館
7月27日	日		
7月28日	月	ボート教室（開校式）	デンソー漕艇場
7月29日	火	令和7年度第2回尾張部都市教育長会議	弥富市
7月30日	水		
7月31日	木		
8月1日	金	中部大学連携講座「歴史から読み解く中国のいま」第3回 青少年問題協議会	市民会館 市民会館
8月2日	土		
8月3日	日		
8月4日	月	子ども大学にっしん（愛知淑徳大学連携講座）「3DCGアニメーションを作ろう」	愛知淑徳大学
8月5日	火		
8月6日	水	8月定例教育委員会 夏休みこども絵画教室（文化協会協力講座） プラネタリウムがやってくる！	日進市役所 市民会館 図書館